

平成 17 年 9 月期 (平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 9 月 30 日) 決算短信

平成 17 年 11 月 24 日

不動産投信発行者名 グローバル・ワン不動産投資法人 上場取引所 東証
 コード番号 8958 (URL <http://www.go-reit.co.jp>) 本社所在都道府県 東京都
 問合せ先 (資産運用会社) グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社
 責任者役職名 投信業務部副部長
 氏名 山田 信幸 TEL:(03)3262-1494
 決算役員会開催日 平成 17 年 11 月 24 日
 分配金支払開始日 平成 17 年 12 月 12 日 (予定)

1. 平成 17 年 9 月期の運用、資産の状況 (平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 9 月 30 日)

(金額は百万円未満を切捨て、比率は小数点第 1 位未満を切捨て)

(1) 運用状況

	営業収益		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
17 年 9 月期	2,688	13.8	1,350	28.7	1,159	30.1	1,158	30.1
17 年 3 月期	3,117	23.0	1,894	58.6	1,658	82.4	1,657	82.5

	1 口当たり 当期純利益	純資産 当期純利益率	<参考> (年換算値)	総資本 経常利益率	<参考> (年換算値)	営業収益 経常利益率
	円	%	%	%	%	%
17 年 9 月期	15,169	2.4	(4.9)	1.4	(2.8)	43.1
17 年 3 月期	22,891	4.5	(9.2)	2.1	(4.3)	53.2

(注) 本投資法人における平成 17 年 3 月期の計算期間は平成 16 年 10 月 1 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日の 182 日間、平成 17 年 9 月期の計算期間は平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 9 月 30 日の 183 日間であります。
 1 口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数 (平成 17 年 3 月期: 72,400 口、平成 17 年 9 月期: 76,400 口) で除することにより算出しております。
 会計処理の方法の変更 無
 営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は対前期増減率であり、小数点第 2 位を四捨五入しております。
 年換算値 = 平成 17 年 3 月期 当該計算期間の数値 / 計算期間日数 (182 日) × 365 (日)
 平成 17 年 9 月期 当該計算期間の数値 / 計算期間日数 (183 日) × 365 (日)
 純資産当期純利益率、総資本経常利益率の算定においては、純資産、総資本は期首と期末の純資産総額、総資本の平均値をそれぞれ使用しております。

(2) 分配状況

	1 口当たり分配金 (利益超過分配金は含まない)	分配金総額	1 口当たり 利益超過分配金	利益超過 分配金総額	配当性向	純資産 配当率
	円	百万円	円	百万円	%	%
17 年 9 月期	15,170	1,158			100.0	2.4
17 年 3 月期	21,693	1,657			99.9	4.5

(3) 財政状態

	総資産額	純資産額	純資産比率	1 口当たり純資産額
	百万円	百万円	%	円
17 年 9 月期	80,627	46,880	58.1	613,623
17 年 3 月期	81,233	47,379	58.3	620,146

(注) 期末発行済投資口数 平成 17 年 3 月期 76,400 口 平成 17 年 9 月期 76,400 口

2. 平成 18 年 3 月期 (平成 17 年 10 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日) の運用状況の予想

	営業収益	経常利益	当期純利益	1 口当たり分配金 (利益 超過分配金は含まない)	1 口当たり 利益超過分配金
	百万円	百万円	百万円	円	円
18 年 3 月期	3,470	1,454	1,453	19,000	

(参考) 1 口当たり予想当期純利益 (平成 18 年 3 月期) 19,000 円

(注) 本予想数値は別紙記載の前提条件の下に算出した現時点のものであり、状況の変化により実際の営業収益、経常利益、当期純利益、1 口当たり分配金は変動する可能性があります。また、本予想は分配金の額を保証するものではありません。

1. 投資法人の関係法人

後記 35 ページ<投資法人の組織及び関係法人>をご参照ください。

2. 運用方針及び運用状況

(1) 運用方針

後記 37 ページ<投資法人の運用並びに分配に関する基本方針>をご参照ください。

(2) 運用状況

当期の概況

A. 投資法人の主な推移

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）に基づき、グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社を設立企画人として、平成 15 年 4 月 16 日に出資総額 200 百万円（400 口）で設立され、平成 15 年 5 月 28 日関東財務局への登録が完了しました（登録番号 関東財務局長 第 20 号）。

平成 15 年 9 月 25 日に公募による投資口の追加発行（48,000 口）を行い、23,623 百万円の資金を調達して、同日株式会社東京証券取引所の不動産投資信託証券市場に上場し（銘柄コード：8958）この度、第 4 期の決算を終了しました。

B. 投資環境と運用の実績

<投資環境>

当期の日本経済は、企業部門と家計部門がともに改善し、景気回復が足踏みする踊り場の状態から 8 月に政府・日銀が景気の「踊り場」脱却をそろって表明するなど、安定した緩やかな回復を探る局面に入りました。

オフィスビルの賃貸マーケットでも、景気回復基調を受けた企業業績回復で、オフィス拡張や借り換えが相次ぎ、大型ビルへの需要が伸びた結果、東京都心の空室率はオフィス需給の均衡点とされる 5%を切る水準にまで改善しました。中でも築年数が新しく、立地が優れ、設備が整った、いわゆる A クラスビルについては賃料水準の上昇が顕著なものになってきています。一方で、築年数が古く、立地が劣る、設備が陳腐化した、クオリティの低いビルについては、引き続き空室率、賃料水準ともに厳しい状況が続いており、二極化傾向がより顕著なものとなっています。

不動産投資マーケットでは、プライベートファンドや不動産投資信託への資金流入の拡大が続き、不動産取得競争の激化により、期待利回りが著しく低い売買事例も散見されました。

本投資法人では、このような不動産投資マーケット環境下にあっても投資スタンスを変えることなく、「賃貸オフィス市場の二極化」の進展を冷静に分析し、以下の項目に重点を置いて投資対象不動産を慎重に検討しております。

(イ) 長期的資産価値の維持

オフィスビルのクオリティの優劣による二極化が今後も進展すると予想されることから、本投資法人では、一定期間経過後も投資家の投資需要を誘引する魅力のある不動産関連資産への投資を行うことが重要であると認識しております。

そのために、近（立地の優れた物件）・新（築年数の浅い物件）・大（大型の物件）の 3 要素を重視したうえで、マーケットにおける優位性を持った中長期的競争力の高い優良不動産関連資産を慎重に選定して投資を行います。

(ロ) 安定賃料収入の確保

緩やかな景気回復局面に入り、賃貸オフィス市場にも明るさが見え始めていますが、引き続き市場動向を注視していく必要があると考えております。このような状況下、本投資法人では、キャッシュ・フロー（賃料収入）について中長期的安定度が高いと見込まれることに加えて、取得時点において、当面 2 年程度のキャッシュ・フローの確実性の高い賃貸借契約が締結されている不動産関連資産であれば、優先的に投資対象として検討します。

<運用の実績>

(イ) 資産の取得・譲渡

本投資法人は、平成 16 年 3 月期（第 1 期）において、上場日の翌日（平成 15 年 9 月 26 日）にスフィアタワー天王洲、近鉄大森ビル、近鉄新名古屋ビルの 3 物件（取得価額の総額 39,753 百万円）を取得して運用を開始し、平成 15 年 12 月 25 日に大手町ファーストスクエア（区分所有権、専有面積割合約 9.14%、取得価額 23,495 百万円）を取得いたしました。

平成 17 年 3 月期（第 3 期）において、平成 16 年 10 月 1 日に近鉄大森ビルを譲渡し、平成 17 年 3 月 29 日に銀座ファーストビル（区分所有権、専有面積割合約 92.1%、取得価額 12,282 百万円）を取得いたしました。

当期におきましては、平成 17 年 8 月 31 日に TK 南青山ビル（取得価額 35,000 百万円）の取得を決定し、同日、売買契約を締結いたしました。取得日は、次期（第 5 期）の平成 17 年 10 月 21 日です。

(口) 本投資法人の保有する資産の運用管理

本投資法人の保有資産は、平成 17 年 9 月 30 日現在において、オフィスビル 4 物件、取得価額の総額 70,711 百万円、総賃貸可能面積 61,209.89 m²となっております。保有資産のうち、近鉄新名古屋ビルにつきましては、退去又は減床が 3 件ありましたが、館内増床又は新規入居を 4 件獲得したことにより、当期末時点において稼働率は 100.0%となりました。また、銀座ファーストビルにつきましても、空室部分に新規テナントを誘致することに成功し、当期末時点において稼働率は 100.0%となりました。この結果、当期末時点のポートフォリオ全体の稼働率は、100.0%（対前期末比 1.5%上昇）となりました。

なお、平成 17 年 9 月末までの賃貸状況は以下のとおりです。

	物件数	テナント数 (注1)	総賃貸可能面積 (m ²)	稼働率 (%) (注2)
平成15年9月末	3	34	52,018.22	97.8
10月末	3	35	52,018.22	98.4
11月末	3	34	52,018.22	97.1
12月末	4	58	60,185.69	98.0
平成16年1月末	4	58	60,185.69	98.5
2月末	4	59	60,185.69	98.6
3月末	4	59	60,185.69	98.6
4月末	4	60	60,185.69	98.7
5月末	4	60	60,185.69	98.7
6月末	4	60	60,185.69	98.7
7月末	4	61	60,185.69	98.9
8月末	4	61	60,185.69	98.9
9月末	4	62	60,161.81 (注3)	99.7
10月末	3	60	53,364.27	99.7
11月末	3	60	53,364.27	99.7
12月末	3	61	53,368.17 (注4)	99.7
平成17年1月末	3	61	53,368.17	99.7
2月末	3	61	53,368.17	99.7
3月末	4	66	61,209.89	98.5
4月末	4	66	61,209.89	98.5
5月末	4	64	61,209.89	98.2
6月末	4	64	61,209.89	98.2
7月末	4	64	61,209.89	98.2
8月末	4	65	61,209.89	98.7
9月末	4	66	61,209.89	100.0

(注1)「テナント数」は、同一テナントが複数の物件に入居している場合には、1テナントとして算出しております。

(注2)「稼働率」とは、総賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合をいし、上記表においては小数点第2位を四捨五入しております。

(注3)近鉄新名古屋ビルの貸室の一部を共用部分(リフレッシュルーム)としたことにより総賃貸可能面積が減少しております。

(注4)大手町ファーストスクエアの地下3階(共有部分)の区画や使用状況を見直した結果、倉庫使用が可能なスペースが

確保できたことにより総貸付可能面積が増加しております。

C. 資金調達概要

前述の物件取得にあたっては、投資口の追加発行による資金調達に加えて、複数の金融機関より借入れを行っております。

当期におきましては、新たな資金調達を実施しておらず、平成17年9月30日現在の出資総額は45,721百万円、発行済投資口総数は76,400口、借入金残高は26,890百万円(全額長期借入金)です。

資金調達手段の多様化を念頭に置き、公募投資法人債発行を行うために、平成17年8月31日に証券取引法に従って発行登録書を提出し、2,000億円の公募投資法人債の国内発行登録枠を設定しました。平成17年9月7日、格付会社のムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」といいます。)より、以下のとおり当該国内発行登録枠2,000億円に対する予備格付けを取得しました。

ムーディーズによる予備格付け : (P)A3

アウトルック(格付けの見通し) : 安定的

D. 業績及び分配概要

上記運用の結果、当期の実績として営業収益2,688百万円、営業利益1,350百万円、経常利益1,159百万円、当期純利益1,158百万円を計上いたしました。

分配金につきましては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下、「租税特別措置法」といいます。)第67条の15の適用により利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額を分配することとし、投資口1口当たりの分配金は15,170円となりました。

次期の見通し

A. 基本方針

本投資法人は、本投資法人の規約(以下、「本規約」といいます。)別添「資産運用の対象及び方針」(以下、「本規約運用方針」といいます。)に基づき、中長期的な観点から、本投資法人の資産(以下、「運用資産」といいます。)の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

本投資法人及び投資信託委託業者たるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社(以下、「資産運用会社」といいます。)では、不動産投資・運用面のみならず財務運営面においても「投資主の最大利益」を最終目的とし、資産運用を行います。

B. ポートフォリオの構築

本投資法人の方針のうち特に重要となる「ポートフォリオの構築」については、以下の項目に重点を置き、投資対象不動産を厳選したうえでこれを行います。

(イ) 長期的資産価値の維持

オフィスビルのクオリティの優劣による二極化が今後も進展すると予想されることから、本投資法人では、一定期間経過後も投資家の投資需要を誘引する魅力のある不動産関連資産への投資を行うことが重要であると認識しております。

そのために、近(立地の優れた物件)・新(築年数の浅い物件)・大(大型の物件)の3要素を重視したうえで、マーケットにおける優位性を持った中長期的競争力の高い優良不動産関連資産を慎重に選定して投資を行います。

(ロ) 安定賃料収入の確保

緩やかな景気回復局面に入り、賃貸オフィス市場にも明るさが見え始めていますが、引き続き市場動向を注視していく必要があると考えております。このような状況下、本投資法人では、キャッシュ・フロー(賃料収入)について中長期的安定度が高いと見込まれることに加えて、取得時点において、当面2年程度のキャッシュ・フローの確実性の高い賃貸借契約が締結されている不動産関連資産であれば、優先的に投資対象として検討します。

C. 運用資産のクオリティと成長スピード

以上のとおり本投資法人は優良不動産関連資産を厳選して投資を行います。優良不動産関連資産への投資機会は限定的であり、一般の不動産のように頻繁に取得できるものではありません。また、取引価格に過熱感がある昨今の市況下では、適正価格での投資ができないことがあります。

そのため、運用資産の着実な成長を図っていく過程においては、その成長スピードは一定ではなく、比較的緩やかな成

長局面と急成長局面とがあるものと想定されます。

本投資法人では、成長スピードにのみ目を奪われ「投資主の利益」を損なうような不動産関連資産への投資を行うことがないように細心の注意を払いつつ、運用資産のクオリティと成長スピードをバランス良く両立させるべく、中長期保有を前提として不動産関連資産を取得して参ります。ただし、当該不動産関連資産の取得後において、不動産市況、当該不動産関連資産の特性及びポートフォリオの状況等を検討し、売却好機と判断すれば当該不動産関連資産の売却を行う場合もあります。

D. 管理運営について

当期末時点のポートフォリオ全体の稼働率は100.0%となっておりますが、引き続き既存テナントとの信頼関係の維持・強化に努め、また、テナント満足度向上の為にソフト・ハード面のサービス強化を推進していくことにより、高稼働率水準の維持及び賃料収入の維持向上を目指します。

同時にテナントの満足度を確保しつつ管理コストの適正化を進めていく必要がありますので、物件の管理運営の仕様の維持とコスト削減のバランスを常に最適化できるよう専門性を発揮して参ります。

E. 決算後に生じた重要な事実

本投資法人において、当期決算日（平成17年9月30日）以降に生じた重要な事実は以下のとおりです。

(イ) 投資法人債の発行

平成17年8月31日開催の役員会の包括決議に基づき、平成17年10月7日に以下のとおり投資法人債の発行を決定し、平成17年10月21日に払込が完了いたしました。

() 第1回無担保投資法人債

投資法人債の名称	: グローバル・ワン不動産投資法人第1回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)
投資法人債の総額	: 250億円
発行価額	: 額面100円につき金100円
利率	: 年1.08%
払込期日	: 平成17年10月21日
担保	: 無担保・無保証
償還方法・償還期限	: 平成22年10月21日に総額を償還。買入消却は、発行日の翌日以降いつでも可能。
資金使途	: 特定資産(TK南青山ビル)の取得資金
取得格付け	: A3(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

() 第2回無担保投資法人債

投資法人債の名称	: グローバル・ワン不動産投資法人第2回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)
投資法人債の総額	: 100億円
発行価額	: 額面100円につき金100円
利率	: 年1.51%
払込期日	: 平成17年10月21日
担保	: 無担保・無保証
償還方法・償還期限	: 平成24年10月19日に総額を償還。買入消却は、発行日の翌日以降いつでも可能。
資金使途	: 特定資産(TK南青山ビル)の取得資金
取得格付け	: A3(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

(ロ) 資産の取得

平成17年10月21日付で以下の資産を取得しました。

<取得資産の概要>

物件名称	: TK南青山ビル
所在地(住居表示)	: 東京都港区南青山二丁目6番21号
土地面積	: 3,039.08㎡
建物用途	: 事務所・共同住宅・駐車場・店舗
延床面積	: 20,958.79㎡

竣工 : 平成 15 年 5 月
 構造 : 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階付 17 階建
 総賃貸可能面積 : 14,012.64 m²

<取得の概要>

取得価額 : 35,000 百万円
 資産の種類 : 不動産を信託する信託の受益権
 契約締結日 : 平成 17 年 8 月 31 日
 取得日 : 平成 17 年 10 月 21 日

(注 1) 土地面積及び延床面積は、不動産登記簿上の表示によるものです。

(注 2) 取得価額は、当該取得資産の取得に要した諸費用(売買手数料、公租公課等)を含まない金額(売買契約書等に記載された売買価額)を記載しております。

F. 運用状況の見通し

平成 18 年 3 月期(第 5 期:平成 17 年 10 月 1 日~平成 18 年 3 月 31 日)の運用状況につきましては、以下のとおり見込んでおります。平成 18 年 3 月期の運用状況の見通しの前提条件につきましては、以下に記載の「平成 18 年 3 月期(第 5 期)の運用状況の予想の前提条件」をご参照ください。

平成 18 年 3 月期(第 5 期:平成 17 年 10 月 1 日~平成 18 年 3 月 31 日)

営業収益	3,470 百万円
経常利益	1,454 百万円
当期純利益	1,453 百万円
1 口当たり分配金	19,000 円
1 口当たり利益超過分配金	円

(注) 上記予想数値は以下の前提条件の下に算出した現時点のものであり、状況の変化により実際の営業収益、経常利益、当期純利益、1 口当たり分配金は変動する可能性があります。また、本予想は分配金の額を保証するものではありません。

平成 18 年 3 月期(第 5 期)の運用状況の予想の前提条件

項目	前提条件
計算期間	平成 17 年 10 月 1 日~平成 18 年 3 月 31 日(182 日)
運用資産	<ul style="list-style-type: none"> 運用状況の予想にあたりましては、本投資法人は、平成 17 年 10 月 21 日に TK 南青山ビルを取得した後、合計 5 物件(大手町ファーストスクエア(区分所有権)、銀座ファーストビル(区分所有権)、TK 南青山ビル、スフィアタワー天王洲及び近鉄新名古屋ビルに関する不動産を信託する信託の受益権)のみを保有し、平成 18 年 3 月期末(平成 18 年 3 月 31 日)までの異動(追加物件の取得、既存物件の売却)がないことを前提として計算しております。 運用資産の異動により変動する可能性があります。
投資口数	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年 9 月 30 日現在の発行済投資口総数 76,400 口を前提としております。 1 口当たり予想当期純利益及び分配金についても上記発行済投資口総数 76,400 口を前提として算出しております。
営業収益	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸事業収益については、テナント動向、近隣競合物件の存在、市場動向等を勘案し、テナントによる賃料の滞納又は不払いがないことを前提として算出しております。
営業費用	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却費以外の賃貸事業費用については、過去の実績値をベースに、費用の変動要素を反映して算出しております。 銀座ファーストビル(平成 17 年 3 月に取得)及び TK 南青山ビルに係る売主との固定資産税、都市計画税の精算分は、銀座ファーストビル及び TK 南青山ビルの取得原価に各々算入されるため、平成 18 年 3 月期の営業費用にはなりません。ただし、平成 18 年 9 月期以降に納付する銀座ファーストビルに係る固定資産税、都市計画税(平成 17 年度、年間約 78 百万円)及び TK 南青山ビルに係る固定資産税、都市計画税(平成 18 年度予想、年間約 135 百万円)は、平成 18 年 9 月期以降営業費用となります。

	<ul style="list-style-type: none"> 建物の修繕費については、当該計算期間において想定される費用として計上しておりますが、様々な要因により緊急修繕を行い、これに伴い、修繕費が予想金額を上回る可能性があります。 減価償却費については、定額法により算出し、期間損益のより適正な計算を行うため、取得資産の保有期間に応じた減価償却費として費用計上することとし、約 603 百万円を想定しております。 賃貸事業費用以外の営業費用（資産保管・一般事務委託報酬等）については約 346 百万円を想定しております。
営業外費用	<ul style="list-style-type: none"> 営業外費用については、支払利息等合計約 412 百万円を想定しております。
借入金及び投資法人債	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年 9 月 30 日現在で証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家から総額 26,890 百万円の借入れがあり、平成 18 年 3 月期末（平成 18 年 3 月 31 日）まで借入金の額に変動がないことを前提としております。 借入金利の変動により、1 口当たり分配金は変動する可能性があります。 平成 17 年 10 月 21 日付で、総額 35,000 百万円の投資法人債を発行した後、平成 18 年 3 月期末（平成 18 年 3 月 31 日）まで投資法人債の発行額に変動がないことを前提としております。
1 口当たり分配金	<ul style="list-style-type: none"> 分配金（1 口当たり分配金）は、本規約に定める金銭の分配の方針を前提として算出しております。また、原則として利益を全額分配することを前提として算出してあります。 運用資産の異動、テナントの異動等に伴う賃貸収入の変動又は予期せぬ修繕の発生等を含む種々の要因により 1 口当たり分配金は変動する可能性があります。
1 口当たり利益超過分配金	<ul style="list-style-type: none"> 利益超過の分配（1 口当たり利益超過分配金）については、現時点では行う予定はありません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 法令、税制、会計基準、上場規制、投信協会規則等において、上記の予想数値に影響を与える改正が行われないことを前提としております。 一般的な経済動向及び不動産市況に不測の重大な変化が生じないことを前提としております。

3. 財務諸表等

(1) 財務諸表
貸借対照表

科 目	期 別		当期 (平成17年9月30日現在)		前期 (平成17年3月31日現在)		増減	
			金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	前期比 (%)
資産の部								
流動資産								
現金及び預金			2,836,078		3,112,272		276,193	
信託現金及び信託預金 1			7,499,314		7,424,209		75,105	
営業未収入金			24,124		11,375		12,749	
前払費用			41,464		19,518		21,945	
未収消費税等			-		3,938		3,938	
繰延税金資産			301		525		223	
立替金			373		194		178	
仮払金			10,052		94		9,957	
流動資産合計			10,411,710	12.9	10,572,129	13.0	160,418	1.5
固定資産								
1.有形固定資産								
信託建物 1			27,198,673		27,135,759		62,914	
減価償却累計額			1,791,704	25,406,969	1,294,241	25,841,518	497,463	
信託構築物 1			137,086		135,465		1,621	
減価償却累計額			12,738	124,348	8,447	127,017	4,290	
信託機械及び装置 1			235,823		235,296		526	
減価償却累計額			52,909	182,913	36,991	198,305	15,918	
信託工具器具及び備品 1			26,355		19,393		6,961	
減価償却累計額			4,373	21,981	3,195	16,197	1,177	
信託土地 1			44,143,571		44,113,043		30,527	
有形固定資産合計			69,879,784	86.6	70,296,082	86.5	416,298	0.6
2.無形固定資産								
信託借地権 1			118,358		118,358		-	
その他の無形固定資産			2,726		3,055		328	
信託その他の無形固定資産 1			8,143		8,441		297	
無形固定資産合計			129,228	0.1	129,855	0.1	626	0.5
3.投資その他の資産								
長期前払費用			163,735		186,216		22,481	
長期前払消費税等			885		989		104	
差入預託保証金			10,000		10,000		-	
投資その他の資産合計			174,620	0.2	197,206	0.2	22,586	11.5
固定資産合計			70,183,634	87.0	70,623,144	86.9	439,510	0.6
繰延資産								
創業費			31,893		38,271		6,378	
繰延資産合計			31,893	0.0	38,271	0.0	6,378	16.7
資産合計			80,627,237	100.0	81,233,545	100.0	606,308	0.7

科 目	当期 (平成17年9月30日現在)		前期 (平成17年3月31日現在)		増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	前期比 (%)
	負債の部					
流動負債						
営業未払金	68,924		125,522		56,598	
未払金	10,000		70,510		60,510	
未払費用	95,095		116,796		21,701	
未払法人税等	754		1,297		543	
未払消費税等	45,943		-		45,943	
前受金	449,910		440,881		9,029	
預り金	39,119		12,297		26,821	
未払分配金	9,013		5,403		3,609	
仮受金	31		81,755		81,723	
流動負債合計	718,790	0.8	854,463	1.0	135,672	15.9
固定負債						
長期借入金 1	26,890,000		26,890,000		-	
信託預り敷金保証金	6,137,625		6,109,886		27,739	
固定負債合計	33,027,625	40.9	32,999,886	40.6	27,739	0.1
負債合計	33,746,416	41.8	33,854,349	41.6	107,932	0.3
出資の部 3						
出資総額						
出資総額 2	45,721,832	56.7	45,721,832	56.2	-	0.0
剰余金						
当期末処分利益	1,158,989		1,657,364		498,375	
剰余金合計	1,158,989	1.4	1,657,364	2.0	498,375	30.1
出資合計	46,880,821	58.1	47,379,196	58.3	498,375	1.1
負債・出資合計	80,627,237	100.0	81,233,545	100.0	606,308	0.7

損益計算書

期 別 科 目	当 期 〔自平成17年4月1日 至平成17年9月30日〕		前 期 〔自平成16年10月1日 至平成17年3月31日〕		増 減		
	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	前期比 (%)	
経常損益の部							
営業損益の部							
1. 営業収益		2,688,285	100.0	3,117,066	100.0	428,780	13.8
賃貸事業収入 1	2,687,919		2,280,415		407,504		
その他の賃貸事業収入 1	366		331		34		
不動産等売却益 2	-		836,319		836,319		
2. 営業費用		1,337,541	49.7	1,222,661	39.2	114,880	9.4
賃貸事業費用 1	1,059,650		929,694		129,956		
資産運用報酬	182,900		195,463		12,563		
役員報酬	10,638		8,448		2,190		
資産保管委託報酬	19,800		17,850		1,950		
一般事務委託報酬	42,759		41,019		1,740		
会計監査人報酬	5,200		4,800		400		
その他の営業費用	16,592		25,385		8,793		
営業利益		1,350,743	50.2	1,894,404	60.7	543,660	28.7
営業外損益の部							
1. 営業外収益		40	0.0	24	0.0	15	65.0
受取利息	15		24		8		
その他の営業外収益	24		-		24		
2. 営業外費用		190,827	7.0	236,068	7.5	45,240	19.2
支払利息	156,563		100,367		56,195		
新投資口発行費	-		40,048		40,048		
創業費償却	6,378		6,378		-		
融資手数料	5,299		4,888		410		
借入金期限前返済費用	-		60,074		60,074		
その他の営業外費用	22,586		24,310		1,724		
経常利益		1,159,956	43.1	1,658,360	53.2	498,403	30.1
税引前当期純利益		1,159,956	43.1	1,658,360	53.2	498,403	30.1
法人税、住民税及び事業税		762	0.0	1,307	0.0	544	41.7
法人税等調整額		223		303		527	
当期純利益		1,158,970	43.1	1,657,356	53.1	498,385	30.1
前期繰越利益		19		8		10	
当期未処分利益		1,158,989		1,657,364		498,375	

金銭の分配に係る計算書

項 目	期 別	当 期	前 期
		〔 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日 〕	〔 自 平成 16 年 10 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日 〕
当期末処分利益		1,158,989,184 円	1,657,364,281 円
分配金の額		1,158,988,000 円	1,657,345,200 円
(投資口 1 口当たりの分配金の額)		(15,170 円)	(21,693 円)
次期繰越利益		1,184 円	19,081 円

分配金の額の算出方法	<p>本規約第 27 条第 1 項の定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第 67 条の 15 に規定されている「配当可能所得の金額」の 90%に相当する金額を超えるものとしております。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口数 76,400 口の整数倍の最大値となる 1,158,988,000 円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本規約第 27 条第 1 項第 3 号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>	<p>本規約第 27 条第 1 項の定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第 67 条の 15 に規定されている「配当可能所得の金額」の 90%に相当する金額を超えるものとしております。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口数 76,400 口の整数倍の最大値となる 1,657,345,200 円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本規約第 27 条第 1 項第 3 号に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。</p>
------------	---	---

キャッシュ・フロー計算書

科 目	期 別	当期	前期
		(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	(自平成16年10月1日 至平成17年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		1,159,956	1,658,360
減価償却費		520,033	457,017
創業費償却		6,378	6,378
受取利息		15	24
支払利息		156,563	100,367
営業未収入金の増加・減少額		12,749	8,018
未収消費税等の増加・減少額		3,938	3,938
営業未払金の増加・減少額		17,323	3,969
未払金の増加・減少額		2,099	5,543
未払費用の増加・減少額		21,701	37,837
未払消費税等の増加・減少額		45,943	95,448
前受金の増加・減少額		9,029	22,678
預り金の増加・減少額		26,821	11,855
前払費用の増加・減少額		21,945	41,652
長期前払費用の増加・減少額		22,481	65,823
長期前払消費税等の増加・減少額		104	989
信託有形固定資産の売却による減少額		-	4,721,172
その他		91,769	81,778
小計		1,822,493	6,982,467
利息の受取額		15	24
利息の支払額		156,563	100,367
法人税等の支払額		1,306	733
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,664,639	6,881,390
投資活動によるキャッシュ・フロー			
信託有形固定資産の取得による支出		239,725	12,703,801
信託無形固定資産の取得による支出		6	1,284
信託預り敷金保証金の収入		135,452	391,732
信託預り敷金保証金の支出		107,713	510,584
信託預り敷金保証金対応信託預金の払戻による収入		107,713	510,584
信託預り敷金保証金対応信託預金の預入による支出		135,452	391,732
投資活動によるキャッシュ・フロー		239,731	12,705,085
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の返済による支出		-	22,500,000
長期借入金の借入による収入		-	11,500,000
長期借入金の返済による支出		-	2,610,000
投資口の発行による収入		-	21,898,632
分配金の支払額		1,653,735	907,303
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,653,735	7,381,328
現金及び現金同等物の増加・減少額		228,827	1,557,633
現金及び現金同等物の期首残高		4,426,595	2,868,961
現金及び現金同等物の期末残高		4,197,767	4,426,595

〔重要な会計方針〕

期 別 項 目	当 期 〔 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日 〕	前 期 〔 自 平成 16 年 10 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日 〕								
1.固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>信託建物</td> <td>2年～63年</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td>2年～55年</td> </tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td> <td>3年～15年</td> </tr> <tr> <td>信託工具器具及び備品</td> <td>2年～10年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>(3)長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	信託建物	2年～63年	信託構築物	2年～55年	信託機械及び装置	3年～15年	信託工具器具及び備品	2年～10年	<p>(1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 同左</p> <p>(3)長期前払費用 同左</p>
信託建物	2年～63年									
信託構築物	2年～55年									
信託機械及び装置	3年～15年									
信託工具器具及び備品	2年～10年									
2.繰延資産の処理方法	<p>創業費 5年間で均等額を償却しております。</p>	<p>創業費 同左</p>								
3.収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する信託不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しております。 不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、59,073千円であります。</p>	<p>固定資産税等の処理方法 同左</p> <p>不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額はありません。</p>								
4.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>								

期 別 項 目	当 期 〔 自 平成 17 年 4 月 1 日 〕 〔 至 平成 17 年 9 月 30 日 〕	前 期 〔 自 平成 16 年 10 月 1 日 〕 〔 至 平成 17 年 3 月 31 日 〕
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方針</p> <p>保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。</p> <p>なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記しております。</p> <p>信託現金及び信託預金 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具器具及び備品、信託土地 信託借地権、信託その他の無形固定資産 信託預り敷金保証金</p> <p>(2) 新投資口発行費</p> <p>(3) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方針 同左</p> <p>(2) 新投資口発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、平成 16 年 10 月 27 日払込の一般募集による新投資口の発行は、引受証券会社が発行価額で引受を行い、これを発行価額と異なる発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約(「スプレッド方式」という。)によっております。</p> <p>「スプレッド方式」では、発行価格と発行価額との差額は、引受証券会社の手取金であり、引受証券会社に対する事実上の引受手数料となることから、本投資法人から引受証券会社への引受手数料の支払はありません。平成 16 年 10 月 27 日払込の一般募集による新投資口の発行に際し、発行価格と発行価額との差額の総額は 794,248 千円であり、引受証券会社が発行価額で引受を行い、同一の募集価額で一般投資家に販売する買取引受契約(「従来方式」という。)による新投資口発行であれば、新投資口発行費として処理されていたものです。</p> <p>このため、「スプレッド方式」では、「従来方式」に比べ、新投資口発行費は 794,248 千円少なく計上され、また経常利益及び税引前当期純利益は同額多く計上されております。</p> <p>(3) 消費税等の処理方法 同左</p>

〔会計方針の変更〕

期 別 項 目	当 期	前 期
	〔 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日 〕	〔 自 平成 16 年 10 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日 〕
1. 固定資産の減損に係る会計基準	当会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号 平成 15 年 10 月 31 日））を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	該当事項はありません。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

期 別 項 目	当 期	前 期																																												
	(平成 17 年 9 月 30 日現在)	(平成 17 年 3 月 31 日現在)																																												
1. 担保に供している資産及び担保を付している債務	(単位：千円) 担保に供している資産は次のとおりです。 <table border="0"> <tr><td>信託現金及び信託預金</td><td>4,993,705</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td>17,976,095</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td>70,437</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td>123,718</td></tr> <tr><td>信託工具器具及び備品</td><td>19,402</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td>15,541,659</td></tr> <tr><td>信託借地権</td><td>118,358</td></tr> <tr><td>信託その他の無形固定資産</td><td>6,896</td></tr> <tr><td>合計</td><td><u>38,850,274</u></td></tr> </table> 担保を付している債務は次のとおりです。 <table border="0"> <tr><td>長期借入金</td><td><u>15,390,000</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td><u>15,390,000</u></td></tr> </table>	信託現金及び信託預金	4,993,705	信託建物	17,976,095	信託構築物	70,437	信託機械及び装置	123,718	信託工具器具及び備品	19,402	信託土地	15,541,659	信託借地権	118,358	信託その他の無形固定資産	6,896	合計	<u>38,850,274</u>	長期借入金	<u>15,390,000</u>	合計	<u>15,390,000</u>	(単位：千円) 担保に供している資産は次のとおりです。 <table border="0"> <tr><td>信託現金及び信託預金</td><td>5,044,953</td></tr> <tr><td>信託建物</td><td>18,325,680</td></tr> <tr><td>信託構築物</td><td>71,628</td></tr> <tr><td>信託機械及び装置</td><td>136,044</td></tr> <tr><td>信託工具器具及び備品</td><td>13,237</td></tr> <tr><td>信託土地</td><td>15,541,659</td></tr> <tr><td>信託借地権</td><td>118,358</td></tr> <tr><td>信託その他の無形固定資産</td><td>7,151</td></tr> <tr><td>合計</td><td><u>39,258,714</u></td></tr> </table> 担保を付している債務は次のとおりです。 <table border="0"> <tr><td>長期借入金</td><td><u>15,390,000</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td><u>15,390,000</u></td></tr> </table>	信託現金及び信託預金	5,044,953	信託建物	18,325,680	信託構築物	71,628	信託機械及び装置	136,044	信託工具器具及び備品	13,237	信託土地	15,541,659	信託借地権	118,358	信託その他の無形固定資産	7,151	合計	<u>39,258,714</u>	長期借入金	<u>15,390,000</u>	合計	<u>15,390,000</u>
信託現金及び信託預金	4,993,705																																													
信託建物	17,976,095																																													
信託構築物	70,437																																													
信託機械及び装置	123,718																																													
信託工具器具及び備品	19,402																																													
信託土地	15,541,659																																													
信託借地権	118,358																																													
信託その他の無形固定資産	6,896																																													
合計	<u>38,850,274</u>																																													
長期借入金	<u>15,390,000</u>																																													
合計	<u>15,390,000</u>																																													
信託現金及び信託預金	5,044,953																																													
信託建物	18,325,680																																													
信託構築物	71,628																																													
信託機械及び装置	136,044																																													
信託工具器具及び備品	13,237																																													
信託土地	15,541,659																																													
信託借地権	118,358																																													
信託その他の無形固定資産	7,151																																													
合計	<u>39,258,714</u>																																													
長期借入金	<u>15,390,000</u>																																													
合計	<u>15,390,000</u>																																													
2. 発行する投資口の総数及び発行済投資口数	発行する投資口の総数 2,000,000 口 発行済投資口数 76,400 口	発行する投資口の総数 2,000,000 口 発行済投資口数 76,400 口																																												
3. 投資信託及び投資法人に関する法律第 67 条第 6 項に定める最低純資産額	50,000 千円	50,000 千円																																												

(損益計算書関係)

期 別 項 目	当 期	前 期
	(自 平成 17 年 4 月 1 日) (至 平成 17 年 9 月 30 日)	(自 平成 16 年 10 月 1 日) (至 平成 17 年 3 月 31 日)
1.不動産賃貸事業損益の内訳	(単位：千円)	(単位：千円)
A.不動産賃貸事業収益		
賃貸事業収入		
(賃料)	2,254,756	1,951,781
(共益費)	288,733	246,280
(水道光熱費収入)	109,331	59,154
(駐車場収入)	32,461	21,137
(付帯収入)	2,636	2,061
計	<u>2,687,919</u>	<u>2,280,415</u>
その他の賃貸事業収入		
(その他の雑収入)	366	331
計	<u>366</u>	<u>331</u>
不動産賃貸事業収益合計	<u>2,688,285</u>	<u>2,280,746</u>
B.不動産賃貸事業費用		
賃貸事業費用		
(外部委託費)	169,274	140,833
(水道光熱費)	112,808	69,367
(公租公課)	212,990	212,861
(保険料)	9,164	8,180
(修繕費)	27,697	32,542
(減価償却費)	520,033	457,017
(その他の賃貸事業費用)	7,681	8,891
不動産賃貸事業費用合計	<u>1,059,650</u>	<u>929,694</u>
C.不動産賃貸事業損益(A - B)	<u>1,628,635</u>	<u>1,351,052</u>
2.不動産等売買損益の内訳	該当事項はありません。	(単位：千円)
		近鉄大森ビル
		不動産等売却収入
		5,600,000
		不動産等売却原価
		4,721,172
		その他売却費用
		42,508
		不動産等売却益
		<u>836,319</u>

(キャッシュ・フロー計算書関係)

当 期 〔自 平成 17 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 9 月 30 日〕	前 期 〔自 平成 16 年 10 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 3 月 31 日〕
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成 17 年 9 月 30 日現在) (単位：千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成 17 年 3 月 31 日現在) (単位：千円)
現金及び預金 2,836,078	現金及び預金 3,112,272
信託現金及び信託預金 7,499,314	信託現金及び信託預金 7,424,209
信託預り敷金保証金対応信託預金(注) 6,137,625	信託預り敷金保証金対応信託預金(注) 6,109,886
現金及び現金同等物 <u>4,197,767</u>	現金及び現金同等物 <u>4,426,595</u>

(注) テナントから預っている敷金保証金であり、テナント退去時にテナントに返還するため信託預金に積み立てております。

(リース取引関係)

当 期 〔自 平成 17 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 9 月 30 日〕	前 期 〔自 平成 16 年 10 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 3 月 31 日〕
(単位：千円)	(単位：千円)
オペレーティングリース取引(貸主側)	オペレーティングリース取引(貸主側)
未経過リース料 1年内 2,293,389	未経過リース料 1年内 2,998,465
1年超 5,107,724	1年超 5,691,161
合 計 <u>7,401,114</u>	合 計 <u>8,689,626</u>

(有価証券関係)

当 期 〔自 平成 17 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 9 月 30 日〕	前 期 〔自 平成 16 年 10 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 3 月 31 日〕
本投資法人は、有価証券取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

当 期 〔自 平成 17 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 9 月 30 日〕	前 期 〔自 平成 16 年 10 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 3 月 31 日〕
本投資法人は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付会計)

当 期 〔自 平成 17 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 9 月 30 日〕	前 期 〔自 平成 16 年 10 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 3 月 31 日〕
本投資法人は、退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。	同左

(投資口1口当たり情報)

当 期 〔自 平成 17 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 9 月 30 日〕	前 期 〔自 平成 16 年 10 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 3 月 31 日〕
1口当たり純資産額 613,623 円 1口当たり当期純利益 15,169 円 なお、1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。 また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。	1口当たり純資産額 620,146 円 1口当たり当期純利益 22,891 円 なお、1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。 また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口がないため記載しておりません。

(注) 1口当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当 期 〔自 平成 17 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 9 月 30 日〕	前 期 〔自 平成 16 年 10 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 3 月 31 日〕
当期純利益(千円)	1,158,970	1,657,356
普通投資主に帰属しない金額(千円)		
普通投資口に係る当期純利益(千円)	1,158,970	1,657,356
期中平均投資口数(口)	76,400	72,400

(重要な後発事象)

当 期 〔自 平成 17 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 9 月 30 日〕	前 期 〔自 平成 16 年 10 月 1 日〕 〔至 平成 17 年 3 月 31 日〕
<p>1. 投資法人債の発行</p> <p>平成 17 年 8 月 31 日開催の役員会の包括決議に基づき、平成 17 年 10 月 7 日に以下のとおり投資法人債の発行を決定し、平成 17 年 10 月 21 日に払込が完了いたしました。</p> <p>(1) 第1回無担保投資法人債</p> <p>投資法人債の名称 : グローバル・ワン不動産投資法人第1回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)</p> <p>投資法人債の総額 : 250 億円 発行価額 : 額面 100 円につき金 100 円 利率 : 年 1.08% 払込期日 : 平成 17 年 10 月 21 日 担保 : 無担保・無保証 償還方法・償還期限 : 平成 22 年 10 月 21 日に総額を償還。 買入消却は、発行日の翌日以降いつでも可能。</p> <p>資金用途 : 特定資産 (TK 南青山ビル) の取得資金 取得格付け : A3 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)</p> <p>(2) 第2回無担保投資法人債</p> <p>投資法人債の名称 : グローバル・ワン不動産投資法人第2回無担保投資法人債 (特定投資法人債間限定同順位特約付)</p> <p>投資法人債の総額 : 100 億円 発行価額 : 額面 100 円につき金 100 円</p>	該当事項はありません。

<p>利率 : 年 1.51%</p> <p>払込期日 : 平成 17 年 10 月 21 日</p> <p>担保 : 無担保・無保証</p> <p>償還方法・償還期限 : 平成 24 年 10 月 19 日に総額を償還。 買入消却は、発行日の翌日以降いつでも可能。</p> <p>資金使途 : 特定資産 (TK 南青山ビル) の取得資金</p> <p>取得格付け : A3 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)</p> <p>2. 資産の取得</p> <p>平成 17 年 10 月 21 日付で以下の資産を取得しました。</p> <p>< 取得資産の概要 ></p> <p>物件名称 : TK 南青山ビル</p> <p>所在地 (住居表示) : 東京都港区南青山二丁目6番21号</p> <p>土地面積 : 3,039.08 m²</p> <p>建物用途 : 事務所・共同住宅・駐車場・店舗</p> <p>延床面積 : 20,958.79 m²</p> <p>竣工 : 平成 15 年 5 月</p> <p>構造 : 鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 地下 2 階付 17 階建</p> <p>総賃貸可能面積 : 14,012.64 m²</p> <p>< 取得の概要 ></p> <p>取得価額 : 35,000 百万円</p> <p>資産の種類 : 不動産を信託する信託の受益権</p> <p>契約締結日 : 平成 17 年 8 月 31 日</p> <p>取得日 : 平成 17 年 10 月 21 日</p> <p>(注 1) 土地面積及び延床面積は、不動産登記簿上の表示によるものです。</p> <p>(注 2) 取得価額は、当該取得資産の取得に要した諸費用 (売買手数料、公租公課等) を含まない金額 (売買契約書等に記載された売買価額) を記載しております。</p>	
---	--

(2) 発行済投資口数の増減

当期においては増資等は行っており、発行済投資口数及び出資総額の異動はありません。なお、前期以前の投資口発行等の状況は以下のとおりです。

年月日	摘要	発行済投資口数(口)		出資総額(百万円)		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成 15 年 4 月 16 日	私募設立	400	400	200	200	(注1)
平成 15 年 9 月 25 日	公募増資	48,000	48,400	23,623	23,823	(注2)
平成 16 年 10 月 27 日	公募増資	28,000	76,400	21,898	45,721	(注3)

(注1) 1口当たり発行価格 500,000 円にて本投資法人が設立されました。

(注2) 不動産関連資産の取得資金に充当することを目的として、1口当たり発行価格 510,000 円(引受価額 492,150 円)にて投資口を追加発行し、資産の運用を開始しました。

(注3) 不動産関連資産を取得するために調達した借入金の返済等に充当することを目的として、1口当たり発行価格 810,460 円(引受価額 782,094 円)にて投資口を追加発行しました。

【投資証券の取引所価格の推移】

本投資法人の投資証券が上場する株式会社東京証券取引所の不動産投資信託証券市場における期別の最高・最低価格(終値)は以下のとおりです。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成 16 年 3 月	平成 16 年 9 月	平成 17 年 3 月	平成 17 年 9 月
最高	804,000 円	855,000 円	903,000 円	938,000 円
最低	501,000 円	682,000 円	802,000 円	832,000 円

4. 役員の変動

当期中の役員の変動はありません。執行役員2名、監督役員3名は以下のとおりです。

役職名	氏名	主要略歴	所有投資口数
執行役員	勝本 杉雄	昭和40年3月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 平成元年4月 同社 津支社長 平成4年4月 同社 全社運動推進部長 平成6年4月 同社 不動産サービス部長 平成7年4月 同社 不動産部長 平成9年4月 同社 理事兼不動産部長 平成12年4月 東菱不動産株式会社 社長 平成12年6月 京葉明和サービス株式会社 社長 平成13年4月 株式会社ダイヤモンド・アスレティックス 社長 平成15年4月 同社 非常勤取締役 平成15年4月 本投資法人執行役員就任	
執行役員	北島 洋一郎	昭和42年4月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社 平成3年4月 同社 東京第七法人部長 平成7年4月 同社 不動産事業部長 平成9年4月 明生投資顧問株式会社（現明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社） 取締役 平成10年4月 東菱不動産株式会社 取締役 平成13年4月 明生不動産管理株式会社 取締役 平成16年1月 明治安田ビルマネジメント株式会社 取締役 平成17年1月 本投資法人執行役員就任	
監督役員	立石 則文	昭和54年4月 弁護士登録 昭和54年4月 不二法律事務所所属 昭和56年4月 小中・外山・細谷法律事務所所属 昭和60年6月 ハーバード大学ロースクール修士課程修了 昭和60年6月 デービス・ボーク・ウォードウェル法律事務所所属 昭和61年9月 アンダーソン・毛利法律事務所所属 平成6年9月 東西総合法律事務所設立（現職） 平成13年3月 最高裁判所司法研修所教官 平成15年4月 本投資法人監督役員就任	
監督役員	西村 裕	昭和57年11月 監査法人中央会計事務所（現中央青山監査法人）勤務 昭和57年11月 会計士補登録 昭和61年9月 公認会計士登録 昭和62年9月 Coopers&Lybrand（シンガポール） 出向 平成元年12月 中央新光監査法人（現中央青山監査法人） 監査第一部勤務 平成3年9月 西村公認会計士事務所（現総合会計事務所 マネジメント・サポート） 開設（現職） 平成5年10月 税理士登録 平成11年8月 有限会社マネージメント・サポート設立 取締役（現職） 平成15年4月 本投資法人監督役員就任	
監督役員	伊藤 紀幸	昭和63年4月 三井信託銀行株式会社（現中央三井信託銀行株式会社）入社 平成3年11月 不動産鑑定士補登録 平成7年5月 不動産鑑定士登録 平成11年12月 株式会社日本格付研究所入社 チーフアナリスト 平成13年10月 ムーディーズ・ジャパン株式会社入社 アシスタント・ヴァイス・プレジデント・アナリスト 平成14年11月 有限会社不動産投資研究所（現株式会社不動産投資研究所）を設立し取締役就任、株式会社へ組織変更後代表取締役（現職） 平成17年1月 本投資法人監督役員就任 平成17年6月 Ex-Partners 有限会社設立 取締役（現職）	

5. 参考情報

(1) 本投資法人の財産の構成

資産の種類	地域等	用途	当 期 (平成 17 年 9 月 30 日現在)		前 期 (平成 17 年 3 月 31 日現在)	
			保有総額 (百万円)(注 1)	対総資産比率 (%)(注 2)	保有総額 (百万円)(注 1)	対総資産比率 (%)(注 2)
信託不動産 (注 3)	東京都心 5 区(注 4)	オフィス	36,149	44.8	36,209	44.5
	その他東京都内 23 区	オフィス	17,486	21.6	17,700	21.7
	3 大都市圏	オフィス	16,370	20.3	16,512	20.3
預金・その他の資産			10,620	13.1	10,810	13.3
資産総額計			80,627 (70,006)	100.0 (86.8)	81,233 (70,422)	100.0 (86.6)

(注 1)「保有総額」は、決算期間末日(以下、「決算日」といいます。)時点の貸借対照表計上額(信託不動産については、減価償却後の帳簿価額)によっております。

(注 2)「対総資産比率」については、小数点第 1 位未満を切捨てております。

(注 3)上記信託不動産は、全て信託受益権として保有しております。

(注 4)「東京都心 5 区」は、千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区をいいます。

(注 5)括弧内の数値は、対象資産中に占める実質的に不動産等の保有に相当する部分を記載しております。

(2) 投資不動産物件及び不動産を信託する信託の受益権等

投資資産の概要及び価格と投資比率

下記の表は、平成 17 年 9 月 30 日現在における本投資法人の保有にかかる投資資産の概要を一覧表にまとめたものです。個々の投資資産については、下記「個別資産の概要」をご参照ください。なお下記投資資産はいずれも不動産を信託する信託の受益権です。

用途	物件 番号	物件名称	取得価額 (百万円) (注 1)	貸借対照表計上額 (百万円)	投資比率 (注 2)	期末算定価額 (百万円) (注 3)	期末稼働率 (注 4)
オフィ スビ ル	1	大手町ファーストスクエア	23,495	23,434	33.2%	23,800	100.0%
	2	銀座ファーストビル	12,282	12,714	17.4%	12,500	100.0%
	3	スフィアタワー天王洲	18,082	17,486	25.6%	20,600	100.0%
	4	近鉄新名古屋ビル	16,852	16,370	23.8%	20,300	100.0%
計			70,711	70,006	100.0%	77,200	100.0%

(注 1)「取得価額」は、当該不動産等の取得に要した諸費用(売買手数料、公租公課等)を含まない金額(売買契約書等に記載された売買価額)を記載しております。

(注 2)「投資比率」とは、本投資法人の取得価額の総額に対する当該資産の取得価額の比率をいし、小数点第 2 位を四捨五入しております。

(注 3)「期末算定価額」は、本規約に定める資産評価の方法及び基準並びに社団法人投資信託協会の定める規則に基づき、不動産鑑定士による調査価額(決算日を価格時点とする財団法人日本不動産研究所又は大和不動産鑑定株式会社作成の「調査報告書」によります。)を記載しております。

(注 4)「期末稼働率」は、小数点第 2 位を四捨五入してしております。

個別資産の概要

個別の不動産に関する概要は以下のとおりです。かかる概要は、登記簿謄本等及び投資対象不動産に関して実施された法務調査並びに建物等に対して実施された建物状況調査等に基づき記載しております。なお記載内容は、原則として、平成 17 年 9 月 30 日現在の情報を基準としております。

特定資産の概要
<ul style="list-style-type: none">・「所在地（住居表示を除きます。）」、「面積」、「延床面積」、「構造」、「建築時期」については、登記簿上に表示されているものを記載しております。・「用途地域」については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号その後の改正を含みます。以下、「都市計画法」といいます。）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域の種類を記載しております。・「用途」については、登記簿上に表示されている種類のうち、主要なものを記載しております。・「信託受託者」の三菱信託銀行株式会社は、平成 17 年 10 月 1 日付で UFJ 信託銀行株式会社と合併し、三菱 UFJ 信託銀行株式会社に商号変更しております。・「PM（プロパティ・マネジメント）会社」については、当該物件について、平成 17 年 9 月 30 日現在において不動産管理業務を受託している会社を記載しております。
損益状況
<ul style="list-style-type: none">・前掲の「重要な会計方針」に則して、損益状況を表記しております。・金額は百万円未満を切捨てて記載しております。そのため、記載されている数値を足し合わせても合計値とは必ずしも一致しません。・「賃貸事業収入」には、賃料、共益費、水道光熱費収入及び駐車場収入が含まれております。・「外部委託費」には、信託報酬、管理委託料（PM 報酬）及び建物管理費が含まれております。
賃貸借の概況
<ul style="list-style-type: none">・平成 17 年 9 月 30 日現在の情報に基づいて記載しております。・「テナント総数」は、1 テナントが複数の貸室を賃借している場合、同一物件については 1 テナントとして延べテナント数を記載しております。・「賃料合計（月額）」は、平成 17 年 9 月 30 日現在において有効な賃貸借契約で規定されている 1 ヶ月分の賃料及び共益費の合計額を百万円未満を切捨てて記載しております。・「稼働率」は総賃貸面積を分子、総賃貸可能面積を分母とし、小数点第 2 位を四捨五入しております。
取得時の鑑定評価額
<ul style="list-style-type: none">・「鑑定評価額」については、記載期日における財団法人日本不動産研究所又は大和不動産鑑定株式会社による鑑定評価額を記載しております。・不動産鑑定評価書は、その内容を保証するものではなく、意見に過ぎません。
期末算定評価額の概要
<ul style="list-style-type: none">・「期末算定評価額」については、記載期日における財団法人日本不動産研究所又は大和不動産鑑定株式会社による調査評価額を記載しております。・資産運用会社としては、保有する不動産関連資産の価格の推移を知るために、決算期毎に不動産鑑定評価書又は調査報告書を取得する方針です。・不動産鑑定評価書及び調査報告書は、その内容を保証するものではなく、意見に過ぎません。
特記事項
<ul style="list-style-type: none">・特記事項の記載については、投資対象不動産の権利関係や利用等で重要と考えられること、また評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられることに関して、次の分類により記載しております。 「不動産に関する行政法規」、「権利形態等」、「共有者・区分所有者との取り決め」、「賃貸借の概況について」

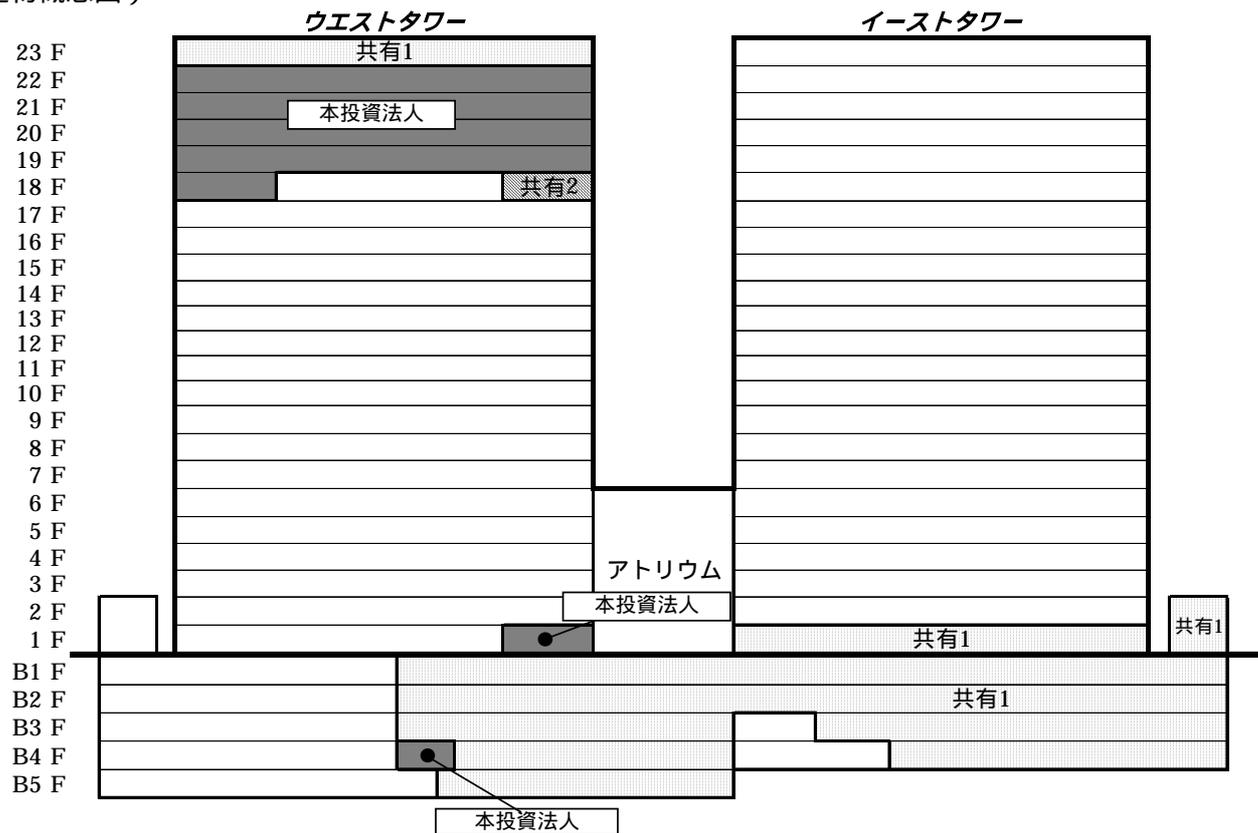
< 物件名称 大手町ファーストスクエア >

特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産信託受益権			
所在地	(住居表示) 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (地番) 東京都千代田区大手町一丁目6番1外6筆			
土地	所有形態(注1)	所有権	用途地域	商業地域
	面積	全体敷地面積 10,998.97 m ² うち対象敷地面積 1,088.61 m ²	容積率/建ぺい率	1,300%/80%
建物	所有形態(注1)	区分所有権 区分所有権の共有	用途	事務所・店舗
	延床面積	一棟全体の延床面積 141,228.06 m ² 対象専有面積 9,235.43 m ²	建築時期	第1期:ウエストタワー 平成4年2月 第2期:イーストタワー 平成10年2月
	構造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下5階付23階建		
	設計会社	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	施工会社	竹中工務店他共同企業体
	PML値	3.0%	長期修繕費用見積	(注2)
信託受託者	三菱信託銀行株式会社			
PM会社	株式会社大手町ファーストスクエア(注3)			
損益状況		賃貸借の概況(平成17年9月30日現在)		
運用期間	平成17年4月1日~	テナント総数(注4)		25
	平成17年9月30日(183日)	総賃貸可能面積		8,171.37 m ²
(A) 不動産賃貸事業収益	小計	723百万円	総賃貸面積	8,169.86 m ²
賃貸事業収入		(注5)	賃料合計(月額)	(注5)
その他の賃貸事業収入		(注5)	稼働率	100.0%
(B) 不動産賃貸事業費用	小計	180百万円	取得年月日及び取得価額	
外部委託費		44百万円	取得年月日	平成15年12月25日
水道光熱費		14百万円	取得価額	23,495百万円
公租公課		61百万円	取得時の鑑定評価額	
保険料		1百万円	価格時点	平成15年7月1日
修繕費		2百万円	鑑定評価額	23,500百万円
減価償却費		57百万円	期末算定価額の概要	
その他の賃貸事業費用		0百万円	調査の基準となる時点	平成17年9月30日
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)		542百万円	期末算定価額	23,800百万円
<p>(注1) 本物件の所有形態については、27ページ「大手町ファーストスクエア権利関係概念図」をご参照ください。 (注2) 長期修繕費用見積を開示することについて関係者からの承諾が得られていないため、記載しておりません。 (注3) 共用・共有部分についての不動産管理業務を区分所有者より受託しております。 (注4) 「テナントの総数」は、区分所有の専有部分(テナント数:1)及び共有部分(テナント数:24)についてのテナント数を記載しております。 (注5) 賃料等を開示することについてテナントからの承諾が得られていないため、記載しておりません。</p>				
特記事項				
<p>《不動産に関する行政法規》 大手町ファーストスクエアは、土地所有者等により一体開発のうえ建築された建物であり、建替え等の場合、現所有者が所有する3筆の敷地のみでは同種・同規模の建物は建築できません。なお、大手町ファーストスクエアは総合設計制度(昭和56年に改正された建築基準法(昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。以下、「建築基準法」といいます。)第59条の2)によって、公開空地を設ける等の条件が付されたうえ、容積率が緩和され建設されております。 本物件は、区分所有建物の所有権及び共有持分並びに区分所有建物の敷地の一部(所有権)です。 《共有者・区分所有者との取り決め》 1. 大手町ファーストスクエアに関し、区分所有者間の基本協定により取り決められている事項は、大要以下のとおりです。 ・敷地は区分所有者(三菱信託銀行株式会社、東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、東西エステート株式会社)の各自の所有とし、相互に無償で相手方の敷地を使用できることが定められております。 ・本物件を譲渡する場合は、建物と敷地の分離処分は認められず、譲受者に本協定により生じる権利義務の一切を引き継がせることになっております。</p>				

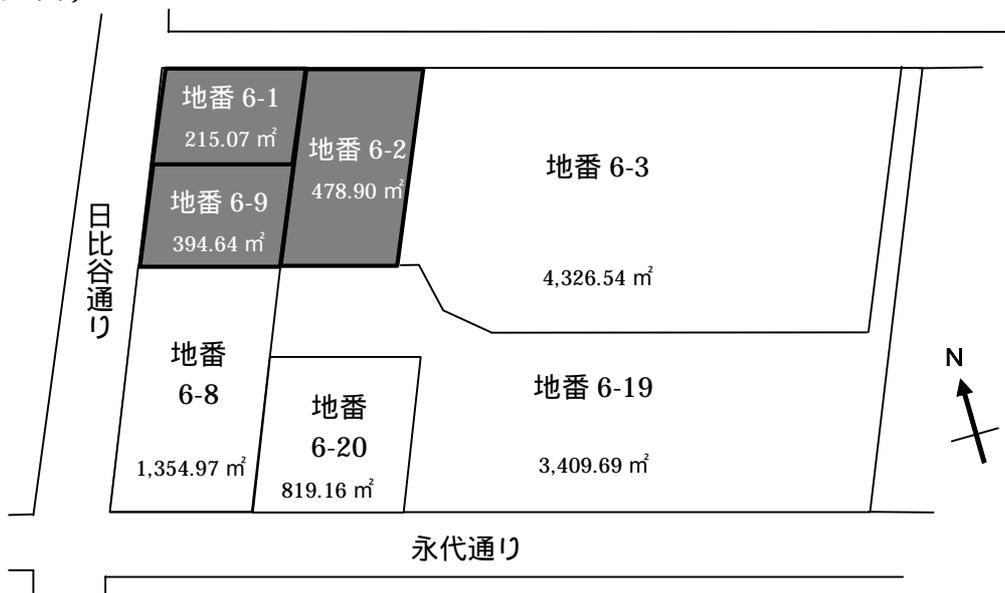
- ・上記区分所有者は、その保有する区分所有権のうち自己所有の部分及び各自の敷地を第三者に譲渡しようとする場合には、他の区分所有者へ条件を示し、他の区分所有者が買受けを希望した場合は、他の第三者に優先してその者に譲渡しなければなりません。
2. 当該基本協定に基づき、本投資法人が前信託受益者から本物件が裏付けとなった信託受益権を購入するに当たり、前信託受益者は他の区分所有者へ優先先買に関する条件を事前に提示し、他の区分所有者から本投資法人への譲渡の了解を得ております。
- 《賃貸借の概況について》
1. 本物件のテナントの1つである三菱マテリアル株式会社とは、賃貸借期間10年（平成12年3月10日から平成22年3月31日まで）の定期建物賃貸借契約が締結されております。
 2. 「テナント総数」、「総賃貸可能面積」及び「総賃貸面積」は、不動産関連資産の裏付けとなる区分所有の専有部分、店舗及び倉庫等の共有部分（共有持分）について記載しております。

大手町ファーストスクエア 権利関係概念図

(建物概念図)



(敷地概念図)



(注1) 本投資法人の所有形態

部分	(共有1) 部分	(共有2) 部分
所有形態	所有形態	所有形態
土地：所有権 建物：区分所有権	建物：区分所有権の共有持分 (1,000万分の988,726)	建物：区分所有権の共有持分 (3,178,247分の320,431)

(注2) 本投資法人が直接保有する資産は不動産信託受益権であるため、所有権者は不動産信託受託者の三菱信託銀行株式会社です。

< 物件名称 銀座ファーストビル >

特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産信託受益権			
所在地	(住居表示) 東京都中央区銀座一丁目 10 番 6 号 (地番) 東京都中央区銀座一丁目 7 番 2			
土地	所有形態(注1)	敷地権(所有権の共有持分)	用途地域	商業地域
	面積	1,404.64 m ²	容積率/建ぺい率	700% / 80%
建物	所有形態(注2)	区分所有権	用途	事務所・店舗・駐車場
	延床面積	一棟全体の延床面積 12,479.45 m ² 対象専有面積 9,856.20 m ²	建築時期	平成 10 年 8 月
	構造	鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 3 階付 11 階建		
	設計会社	株式会社園田設計	施工会社	松尾・熊谷建設共同企業体
	PML 値	6.9%	長期修繕費用見積	149,167 千円 / 12 年 (年平均 12,430 千円)
信託受託者	中央三井信託銀行株式会社			
PM 会社	株式会社ザイマックス			
損益状況		賃貸借の概況(平成 17 年 9 月 30 日現在)		
運用期間	平成 17 年 4 月 1 日 ~		テナント総数	6
	平成 17 年 9 月 30 日(183 日)		総賃貸可能面積	7,841.72 m ²
(A) 不動産賃貸事業収益	小計	366 百万円	総賃貸面積	7,841.72 m ²
賃貸事業収入		366 百万円	賃料合計(月額)	59 百万円
その他の賃貸事業収入		0 百万円	稼働率	100.0%
(B) 不動産賃貸事業費用	小計	140 百万円	取得年月日及び取得価額	
外部委託費		34 百万円	取得年月日	平成 17 年 3 月 29 日
水道光熱費		38 百万円	取得価額	12,282 百万円
公租公課		0 百万円	取得時の鑑定評価額	
保険料		1 百万円	価格時点	平成 16 年 11 月 30 日
修繕費		2 百万円	鑑定評価額	12,500 百万円
減価償却費		62 百万円	期末算定価額の概要	
その他の賃貸事業費用		0 百万円	調査の基準となる時点	平成 17 年 9 月 30 日
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)		226 百万円	期末算定価額	12,500 百万円
(注 1) 本物件の土地については敷地権が設定されており、信託受託者はそのうちの 100,000 分の 95,518 の共有持分を有しております。				
(注 2) 信託受託者は、本物件の建物のうち地下 3 階から地上 9 階までの区分所有部分 9,856.20 m ² を有しております。また、本物件の他の区分所有者は東京都中央区です。				
*** 特記事項 ***				
《不動産に関する行政法規》				
本物件は、地区計画(機能更新型高度利用地区及び街並み誘導型地区計画)により 200%の容積率緩和を受けているほか、総合設計制度により、公開空地を設ける等の条件が付されたうえで、さらに約 75%の容積率緩和適用を受けて建設されております。				
《賃貸借の概況について》				
本物件のテナント 6 社とは、普通借家契約が締結されています。				

< 物件名称 スフィアタワー天王洲 >

特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産信託受益権			
所在地	(住居表示) 東京都品川区東品川二丁目2番8号 (地番) 東京都品川区東品川二丁目2番1外11筆			
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域
	面積	6,106.11 m ²	容積率 / 建ぺい率	500% / 80%
建物	所有形態(注)	所有権共有	用途	事務所・店舗 機械室(地域冷暖房施設)
	延床面積	43,477.68 m ² 3,674.04 m ²	建築時期	平成5年4月 平成3年6月
	構造	鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階建 27階建 鉄筋コンクリート造陸屋根地下4階建		
	設計会社	株式会社アール・アイ・エー	施工会社	鹿島建設他共同企業体
	PML 値	4.9%	長期修繕費用見積	831,870千円 / 12年 (年平均69,322千円)
信託受託者	三菱信託銀行株式会社			
PM 会社	株式会社ザイマックス			
損益状況			賃貸借の概況(平成17年9月30日現在)	
運用期間	平成17年4月1日~		テナント総数	1
	平成17年9月30日(183日)		総賃貸可能面積	26,632.74 m ²
(A) 不動産賃貸事業収益 小計	770 百万円	総賃貸面積	26,632.74 m ²	
賃貸事業収入	770 百万円	賃料合計(月額)	128 百万円	
その他の賃貸事業収入	0 百万円	稼働率	100.0%	
(B) 不動産賃貸事業費用 小計	327 百万円	取得年月日及び取得価額		
外部委託費	4 百万円	取得年月日	平成15年9月26日	
水道光熱費	百万円	取得価額	18,082 百万円	
公租公課	92 百万円	取得時の鑑定評価額		
保険料	4 百万円	価格時点	平成15年3月31日	
修繕費	8 百万円	鑑定評価額	18,800 百万円	
減価償却費	216 百万円	期末算定価額の概要		
その他の賃貸事業費用	0 百万円	調査の基準となる時点	平成17年9月30日	
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	443 百万円	期末算定価額	20,600 百万円	
(注) スフィアタワー天王洲の敷地及び事務所・店舗部分は信託受託者が単独で所有しており、地域冷暖房施設(家屋番号: 東京都品川区東品川二丁目2番19)が北側隣接地所有者と信託受託者との共有(信託受託者の持分34.44%、北側隣接地所有者の持分65.56%)になっております。なお、地域冷暖房施設は、スフィアタワー天王洲の敷地と北側隣接地所有者が所有する土地にまたがって、その地下に存在しております。				
*** 特記事項 ***				
《不動産に関する行政法規》				
本物件は、北側隣接ビルと共に一団地扱い(建築基準法第86条)かつ総合設計制度(許可番号: 第56号)によって、公開空地を設ける等の条件が付されたうえ、容積率が約147%緩和され建設されております。				
《権利形態等》				
1. 本物件の敷地のうち一部(82.58 m ²)については、駅連絡橋、その附属施設等のために地上権・区分地上権を設定する旨の契約を締結しており、信託受託者は当初委託者が有していた地位を承継しております。				
2. 北側隣接地所有者との間で、地域冷暖房施設の存在する土地部分の利用については、相互に賃借権を設定しております(当該借地面積については、上記土地面積(6,106.11 m ²)に算入していません。)が賃料は相互に相殺され現実の賃料の支払はありません。				
《共有者・区分所有者との取り決め》				
上記地域冷暖房施設に関する覚書によれば、共有者は本覚書に基づく権利・義務の一切を相手方の事前の同意なき限り、譲渡することができませんが、その権利を譲渡する場合、共有者は互いに第三者に優先して他の共有者に対し譲渡するものとされており、従って、当該地域冷暖房施設の共有持分権を譲渡する際には、共有者の事前の同意を得なければなりません。				
《賃貸借の概況について》				
本物件については、三菱商事株式会社との間で、転貸等を目的とした賃貸借期間10年(平成8年4月1日から平成18年3月31日まで)の長期の賃貸借契約が締結され、同社に対する一棟貸しとなっております。当該賃貸借契約によると、今後、賃貸借期間終了までの間、賃料は変動することなく一定額となっております。				

< 物件名称 近鉄新名古屋ビル >

特定資産の概要				
特定資産の種類	不動産信託受益権			
所在地	(住居表示) 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 5 番 28 号 (地番) 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 501 番外 9 筆			
土地	所有形態(注)	所有権 (61.23 m ² のみ借地権)	用途地域	商業地域
	面積	2,722.76 m ²	容積率 / 建ぺい率	1,000・800% / 80%
建物	所有形態	所有権	用途	事務所・店舗
	延床面積	27,152.49 m ²	建築時期	平成 5 年 3 月
	構造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 18 階建		
	設計会社	株式会社日建設計	施工会社	鹿島建設他共同企業体
	PML 値	3.2%	長期修繕費用見積	922,780 千円 / 12 年 (年平均 76,898 千円)
信託受託者	三菱信託銀行株式会社			
PM 会社	近鉄ビルサービス株式会社			
損益状況		賃貸借の概況(平成 17 年 9 月 30 日現在)		
運用期間	平成 17 年 4 月 1 日 ~		テナント総数	34
	平成 17 年 9 月 30 日(183 日)		総賃貸可能面積	18,564.06 m ²
(A) 不動産賃貸事業収益 小計	827 百万円	総賃貸面積	18,564.06 m ²	
賃貸事業収入	827 百万円	賃料合計(月額)	124 百万円	
その他の賃貸事業収入	0 百万円	稼働率	100.0%	
(B) 不動産賃貸事業費用 小計	410 百万円	取得年月日及び取得価額		
外部委託費	85 百万円	取得年月日	平成 15 年 9 月 26 日	
水道光熱費	60 百万円	取得価額	16,852 百万円	
公租公課	59 百万円	取得時の鑑定評価額		
保険料	1 百万円	価格時点	平成 15 年 3 月 31 日	
修繕費	13 百万円	鑑定評価額	17,000 百万円	
減価償却費	183 百万円	期末算定価額の概要		
その他の賃貸事業費用	6 百万円	調査の基準となる時点	平成 17 年 9 月 30 日	
(C) 賃貸事業損益 = (A) - (B)	416 百万円	期末算定価額	20,300 百万円	
(注) 本物件の土地のうち 9 筆(地番: 501 番、502 番、503 番、504 番、505 番 1、505 番 3、506 番、507 番及び 518 番、地積合計 2,661.53 m ²) は所有権、残りの 1 筆(地番: 505 番 2、地積 61.23 m ²) は借地権となっております。				
*** 特記事項 ***				
《不動産に関する行政法規》 本物件は、総合設計制度によって、公開空地を設ける等の条件が付されたうえ容積率が約 150%緩和され建設されております。				
《権利形態等》 本物件の土地のうち 1 筆(地番: 505 番 2) は借地権です。当該借地権については賃借権設定登記がなされております。				
《賃貸借の概況について》 本物件については、建物賃借人であるテナント 34 社と普通借家契約(一部、定期建物賃貸借契約)を締結しております。				

(3) 運用資産への資本的支出

資本的支出の予定

既存投資物件に関し、平成17年9月30日現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下のとおりです。なお、下記工事予定金額には、会計上の費用に区分処理される部分が含まれています。

不動産等の名称 (所在)	目的	予定期間	工事予定金額(千円)		
			総額	当期支払額	既支払総額
スフィアタワー天王洲 (東京都品川区)	共用通路安全改良工事	平成17年10月	6,500		
	温水洗浄便座等設置工事	平成18年1月	24,000		
近鉄新名古屋ビル (愛知県名古屋市)	空調省エネ対応工事	平成17年10月	3,200		
	蓄電池更新工事	平成18年2月	8,000		
	無停電電源装置更新工事	平成18年2月	2,650		

期中の資本的支出

投資した不動産等において、当期に行った資本的支出に該当する主要な工事の概要は以下のとおりです。当期の資本的支出は42,772千円であり、当期費用に区分された修繕費27,697千円と合わせ、合計70,469千円の工事を実施しております。

不動産等の名称 (所在)	目的	実施期間	支出金額(千円)
近鉄新名古屋ビル (愛知県名古屋市)	競争力維持向上のための共用部リニューアル工事	自平成17年4月20日 至平成17年8月20日	35,173
	蓄電池更新工事	自平成17年8月1日 至平成17年9月30日	1,250
	遠隔監視カメラ更新工事	自平成17年9月23日 至平成17年9月25日	3,000

長期修繕計画のために積立てた金銭

本投資法人は、物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下のとおり積み立てております。

項目	期別	第1期(千円)	第2期(千円)	第3期(千円)	第4期(千円)
		自平成15年4月16日 至平成16年3月31日	自平成16年4月1日 至平成16年9月30日	自平成16年10月1日 至平成17年3月31日	自平成17年4月1日 至平成17年9月30日
前期末積立金残高			55,846	135,260	217,310
当期積立額		55,846	85,345	82,050	88,266
当期積立金取崩額			5,931		
次期繰越額		55,846	135,260	217,310	305,576

(注) 第2期の積立金の取崩しは、平成16年10月1日付の近鉄大森ビルの譲渡前に、近鉄大森ビル分として積み立てていた積立金を取り崩したものです。

(4) エンジニアリングレポートにおける数値

個別の投資対象不動産毎に、当該敷地及び周辺の状況、建物の構造・内外装・各種設備の状況、修繕費用等の算出、再調達価格の算出、建物の有害物質含有・土壌環境等の調査、遵法性等に関する調査を調査業者に委託し報告を受けております。ただし、報告内容については、委託調査業者の意見に過ぎず内容の正確性については保証されておられません。

エンジニアリングレポートの担当調査委託業者、報告書日付及び長期修繕の費用見積合計は以下のとおりです。

物件名	委託調査業者	報告書日付	長期修繕の費用 見積合計(12年)	年平均
大手町ファーストスクエア	日建設計マネジメントソリューションズ株式会社	平成 15 年 3 月	(注)	(注)
銀座ファーストビル	清水建設株式会社	平成 16 年 12 月	149,167 千円	12,430 千円
スフィアタワー天王洲	株式会社竹中工務店	平成 15 年 2 月	831,870 千円	69,322 千円
近鉄新名古屋ビル	株式会社竹中工務店	平成 15 年 2 月	922,780 千円	76,898 千円

(注) 長期修繕の費用を開示することについて関係者からの承諾が得られていないため、記載していません。

地震リスク分析報告書の概要

個別の投資対象不動産毎に、応用アール・エム・エス株式会社により地震リスク分析報告書が作成されております。ただし、本地震リスク分析報告書については、その内容を保証するものではなく、意見に過ぎません。

個別物件のPML(Probable Maximum Loss: 予想最大損失率)とは、建物に最大級の被害を与える地震として再現期間 475 年の地震を設定し、その地震動の強さから評価した各建物の地震被害による損失率(損失額/建物の再調達価格)と定義されます。ただし、PML 値には、機器、家具、在庫品、水又は火災による被害、被災者に対する補償、休業による損失等は考慮されておられません。

ポートフォリオのPML評価では、複数の建物における地震による相関性を考慮して、ある震源位置で再現期間 475 年の地震が発生した場合に、ポートフォリオを構成する建物に同時に発生する損失額の総和から全体での損失率(損失総額/全建物の再調達価格)を求め、その最大値をポートフォリオのPML値としています。

なお、本投資法人が投資する信託不動産については、本地震リスク分析報告書の結果を踏まえ、地震保険は付保しない方針です。

物件名称	PML 値
大手町ファーストスクエア	3.0%
銀座ファーストビル	6.9%
スフィアタワー天王洲	4.9%
近鉄新名古屋ビル	3.2%
ポートフォリオ全体	3.2%

(5) テナント等の概要

個別不動産に関する賃貸状況の概要

(平成17年9月30日現在)

物件名	総賃貸可能面積 (㎡)	総賃貸面積 (㎡)	テナントの総数	不動産賃貸事業収益 (百万円)	対総不動産賃貸事業収益比率 (%) (注)
大手町ファーストスクエア	8,171.37	8,169.86	25	723	26.9
銀座ファーストビル	7,841.72	7,841.72	6	366	13.6
スフィアタワー天王洲	26,632.74	26,632.74	1	770	28.6
近鉄新名古屋ビル	18,564.06	18,564.06	34	827	30.7
合計	61,209.89	61,208.38	66	2,688	100.0

(注)「対総不動産賃貸事業収益比率」は、小数点第1位未満を切捨てております。

稼働率推移

(単位：%)

物件名	平成15年10月末日	平成15年11月末日	平成15年12月末日	平成16年1月末日	平成16年2月末日	平成16年3月末日
大手町ファーストスクエア			99.6	99.6	99.6	99.6
スフィアタワー天王洲	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
近鉄大森ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
近鉄新名古屋ビル	95.7	91.9	93.7	95.4	95.7	95.7
合計	98.4	97.1	98.0	98.5	98.6	98.6

物件名	平成16年4月末日	平成16年5月末日	平成16年6月末日	平成16年7月末日	平成16年8月末日	平成16年9月末日
大手町ファーストスクエア	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
スフィアタワー天王洲	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
近鉄大森ビル	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
近鉄新名古屋ビル	95.7	95.7	95.7	96.4	96.4	99.1
合計	98.7	98.7	98.7	98.9	98.9	99.7

物件名	平成16年10月末日	平成16年11月末日	平成16年12月末日	平成17年1月末日	平成17年2月末日	平成17年3月末日
大手町ファーストスクエア	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
銀座ファーストビル						90.3
スフィアタワー天王洲	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
近鉄新名古屋ビル	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1
合計	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	98.5

物件名	平成17年4月末日	平成17年5月末日	平成17年6月末日	平成17年7月末日	平成17年8月末日	平成17年9月末日
大手町ファーストスクエア	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
銀座ファーストビル	90.3	90.3	90.3	90.3	90.3	100.0
スフィアタワー天王洲	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
近鉄新名古屋ビル	99.1	98.2	98.2	98.2	100.0	100.0
合計	98.5	98.2	98.2	98.2	98.7	100.0

(注)「稼働率」は、小数点第2位を四捨五入しております。

(6) 主要テナントに関する情報

不動産関連資産に係る主要テナント(当該テナントへの賃貸面積がポートフォリオ全体の総賃貸面積の合計の10%以上を占めるものをいいます。)の概要は、以下のとおりです。

(平成17年9月30日現在)

テナント名	三菱商事株式会社
業種名(注1)	卸売・小売業
入居物件名称	スフィアタワー天王洲
年間賃料	1,538,000千円
賃貸面積	26,632.74㎡
総賃貸面積の合計に占める割合(注2)	43.5%
契約満了日	平成18年3月31日
契約更改の方法	契約更改に関する定めはありません。
賃貸借契約に関して特記すべき事項	契約満了日又は解除若しくは解約により終了することとなった場合において、本建物の一部又は全部について、転賃借契約が存続しているときには、当該転賃借契約に定める転賃人の権利義務を承継するものとしています。

テナント名	三菱マテリアル株式会社
業種名(注1)	製造業
入居物件名称	大手町ファーストスクエア
年間賃料	(注3)
賃貸面積	7,447.15㎡
総賃貸面積の合計に占める割合(注2)	12.2%
契約満了日	平成22年3月31日
契約更改の方法	定期建物賃貸借契約であることから契約更改はありません。当該賃借人が本物件の継続使用を希望する場合は、当該賃借人が第三者に優先して、本契約と同一の条件(期間及び賃料・共益費等は除きます。)で再契約することについて、賃貸人と交渉を行う権利を有しています。
賃貸借契約に関して特記すべき事項	

(注1)「業種名」は総務省統計局の日本標準産業分類(平成14年3月改訂)に基づいて分類しております。

(注2)「総賃貸面積の合計に占める割合」は、小数点第2位を四捨五入しております。

(注3)年間賃料等を開示することについてテナントからの承諾が得られていないため、記載しておりません。

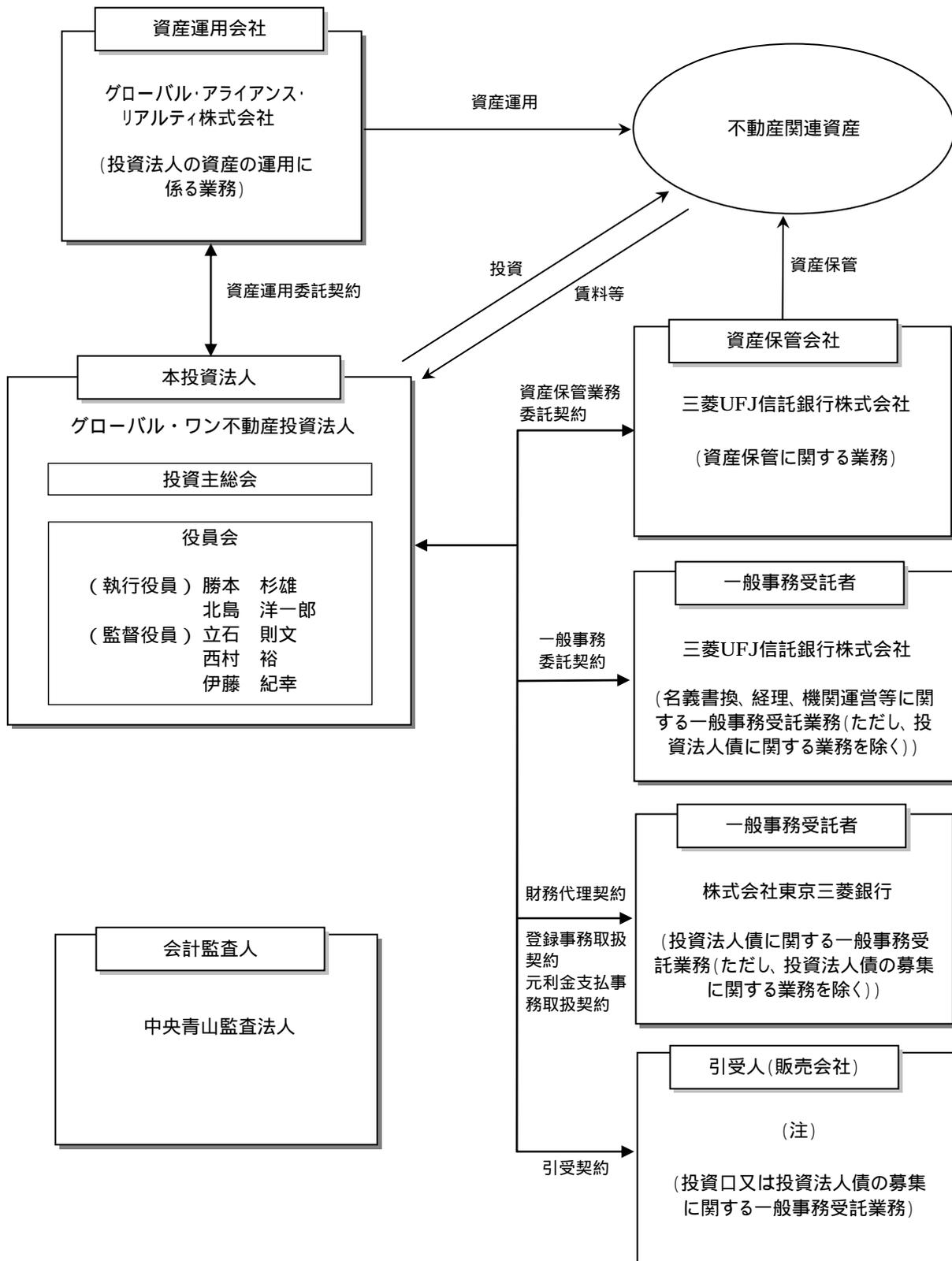
(参考) 総賃貸面積における上位10位までのテナント

(平成17年9月30日現在)

	テナントの名称	業種名	物件名称	賃貸面積 (㎡)	総賃貸面積に 占める賃貸面積の割合(%) (注)
1	三菱商事株式会社	卸売・小売業	スフィアタワー天王洲	26,632.74	43.5
2	三菱マテリアル株式会社	製造業	大手町ファーストスクエア	7,447.15	12.2
3	明治安田生命保険相互会社	金融・保険業	銀座ファーストビル	3,056.88	5.0
4	株式会社豊通シスコム	情報通信業	近鉄新名古屋ビル	2,234.60	3.7
5	株式会社あおぞら銀行	金融・保険業	近鉄新名古屋ビル	1,546.61	2.5
6	創英国際特許法律事務所	サービス業	銀座ファーストビル	1,533.99	2.5
7	積和不動産中部株式会社	不動産業	近鉄新名古屋ビル	1,495.08	2.4
8	オムロン株式会社	製造業	近鉄新名古屋ビル	1,490.45	2.4
9	株式会社ラムラ	飲食店、宿泊業	銀座ファーストビル	1,373.90	2.2
10	株式会社ニチイ学館	サービス業	近鉄新名古屋ビル	1,325.56	2.2

(注)「総賃貸面積に占める賃貸面積の割合」は小数点第2位を四捨五入しております。

< 投資法人の組織及び関係法人 > (「1. 投資法人の関係法人」の参照資料、本書の日付現在)



(注) 平成 17 年 10 月に実施した公募による第 1 回無担保投資法人債の発行に際し、三菱 UFJ 証券株式会社、野村証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、みずほ証券株式会社を投資法人債の募集に関する一般事務受託者として選任し、同じく平成 17 年 10 月に実施した公募による第 2 回無担保投資法人債の発行に際しては、三菱 UFJ 証券株式会社を投資法人債の募集に関する一般事務受託者として選任いたしました。上記公募はいずれも平成 17 年 10 月 21 日に払込が完了しており、本書の日付現在、投資法人債の募集に関する委託業務は終了しています。

本投資法人（グローバル・ワン不動産投資法人）
投資法人として、投資主より募集した資金及び借入れにより調達した資金等を、主として不動産関連資産に投資し、中長期的な観点から運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

資産運用会社（グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社）

本投資法人と資産運用会社との間の平成 15 年 4 月 24 日付資産運用委託契約（その後の変更を含み、以下、「資産運用委託契約」といいます。）に基づき、資産運用会社として、本規約を遵守しつつ、本投資法人の資産の運用に係る業務を行います。

一般事務受託者（三菱 UFJ 信託銀行株式会社）

本投資法人と一般事務受託者との間の平成 15 年 4 月 24 日付一般事務委託（投資口事務代行）契約（その後の変更を含みます。）に基づき、(a) 名義書換に関する事務等を受託する一般事務受託者（以下、「名義書換事務等受託者」といいます。）として、本投資証券の名義書換に関する事務、本投資法人の機関の運営に関する事務のうちの一部、投資主に対して分配する金銭の計算及び支払に関する事務、投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出・届出の受付に関する事務、これら事務の遂行に必要な付随事務及び上記に定める事務以外の臨時に発生する事務を行います。また、本投資法人と一般事務受託者との間の平成 15 年 4 月 24 日付一般事務委託契約（その後の変更を含みます。）に基づき、(b) 会計帳簿の作成に関する事務等を受託する一般事務受託者として、本投資証券の発行に関する事務、本投資法人の機関（投資主総会及び役員会）の運営に関する事務（ただし、名義書換事務等受託者が行う事務を除きます。）計算に関する事務、会計帳簿又はかかる書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成に関する事務、納税に関する事務を行います。

資産保管会社（三菱 UFJ 信託銀行株式会社）

本投資法人と資産保管会社との間の平成 15 年 4 月 24 日付資産保管業務委託契約（その後の変更を含みます。）に基づき、本規約に従って、本投資法人が取得する特定資産及びそれ以外の資産の保管に係る業務、本投資法人が収受し保有する金銭の保管に係る業務、本投資法人の指定する各種書類の保管に係る業務、法令に基づく資産保管に係る帳簿の作成事務、その他これらの業務に関連して付随的に発生する事務を行います。

一般事務受託者（株式会社東京三菱銀行）

本投資法人と一般事務受託者との間の平成 17 年 10 月 21 日付第 1 回無担保投資法人債財務代理契約（その後の変更を含みます。）及び平成 17 年 10 月 21 日付第 2 回無担保投資法人債財務代理契約（その後の変更を含みます。）に基づき、第 1 回無担保投資法人債及び第 2 回無担保投資法人債に関する発行及び期中事務（投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を含みます。）を行います。

本投資法人と一般事務受託者との間の平成 17 年 10 月 21 日付第 1 回無担保投資法人債登録事務取扱契約（その後の変更を含みます。）及び平成 17 年 10 月 21 日付第 2 回無担保投資法人債登録事務取扱契約（その後の変更を含みます。）に基づき、第 1 回無担保投資法人債及び第 2 回無担保投資法人債の登録に関する事務を行います。

本投資法人と一般事務受託者との間の平成 17 年 10 月 21 日付第 1 回無担保投資法人債元利金支払事務取扱契約（その後の変更を含みます。）及び平成 17 年 10 月 21 日付第 2 回無担保投資法人債元利金支払事務取扱契約（その後の変更を含みます。）に基づき、第 1 回無担保投資法人債及び第 2 回無担保投資法人債の投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務を行います。

引受人（販売会社）

本投資法人からの委託に基づき、投資口又は投資法人債の募集に関する一般事務受託者（引受人）として、投資証券又は投資法人債券の買取引受けを行います。

< 投資法人の運用並びに分配に関する基本方針 > (「2. 運用方針及び運用状況」の参照資料)

(1) 投資方針

基本方針

本投資法人は、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。本投資法人は、本規約運用方針の中で、投資の基本方針及び態度等を定めており、本規約運用方針1.の中で基本方針として「本投資法人は、本投資法人の資産について、中長期的な観点から、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行う。」と定めています。

資産運用会社が、本投資法人との資産運用委託契約に基づいて運用資産の運用を行うにあたっては、本規約(本規約運用方針を含みます。)を遵守することが義務づけられております。また、資産運用会社は、本投資法人についての運用資産の運用に係る指針として、社内規程として「グローバル・ワン不動産投資法人の資産運用等に関する規程」(以下、「本運用規程」といいます。)を定めています。資産運用会社は、本書の日付現在において、経済情勢及び不動産市況等を勘案し、本規約に最も適合するとの判断に基づき本運用規程を定めておりますが、将来、経済情勢及び不動産市況等の変化により、本運用規程が本規約に適合しないと判断する場合には、本規約に最も適合するように本運用規程を変更することがあります(本運用規程の変更については、本投資法人(ひいては投資主総会等を通じた投資主)の承諾は必要とされおらず、資産運用会社はその裁量により変更することができます。また、変更することについて資産運用会社が義務を負担するものでもありません。)

投資態度

A. 保有期間

本規約運用方針には保有期間についての規定はありませんが、資産運用会社は、原則として中長期保有を前提に投資判断を行います。なお、本運用規程において、中期とは5年以上10年未満、長期とは10年以上の期間をいうものとされています。

B. 選定基準

本投資法人は本規約運用方針2.(2)A.の中で、「3大都市圏(首都圏、中部圏及び近畿圏)の主要都市及び3大都市圏以外の政令指定都市に立地する主たる用途がオフィスである建物及びその敷地から構成される不動産並びにかかる不動産を裏付けとする有価証券及び信託受益権その他の資産に対して主として投資を行う。」と定めています。

また、本投資法人は本規約運用方針2.(2)B.の中で、「投資する不動産等を選定するにあたっては、一般経済情勢、不動産市場動向、金利動向及び税制等の一般的要因、立地エリアの周辺環境、都市計画の状況及び将来性等の地域的要因、建物の規模、仕様、保守管理状態及び耐震性能、権利関係、入居テナント、並びに環境・地質等の個別的要因を総合的に分析検討し、中長期的に優位性を持つと考えられる不動産を選定する。」と定めています。

資産運用会社は、中長期的に優位性を持つ不動産関連資産を選定する主たる基準として、本運用規程において、その投資対象不動産の地域、用途、規模、開発型物件について以下のとおり定めています。ただし、資産運用会社は、不動産市場動向、立地エリア、入居テナント等を総合的に勘案し、以下の基準に該当しない投資対象不動産についても投資対象とする場合もあります。

(イ) 地域・用途

資産運用会社は、投資対象不動産の選定に当たり、投資対象不動産が一定の地域に偏在するリスク(地震災害リスク、個別市況リスク等)を考慮し、以下の地域に立地する投資対象不動産を主な投資対象とします。ただし、本書の日付現在、地域分散の数値目標の設定は行っておらず、また、当面は行う予定もありません。

3大都市圏の主要都市	東京都内23区、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市等
3大都市圏以外の政令指定都市	札幌市、仙台市、広島市、福岡市、北九州市等

資産運用会社は、他の用途に比べて収益性及び流動性が相対的に優れているとされるオフィスを主たる用途とする投資対象不動産を主な投資対象とします。

(ロ) 規模

本規約運用方針には投資対象不動産の規模についての規定はありません。資産運用会社は、本運用規程上、以下の規模の投資対象不動産を主な投資対象とするものとしています。

1物件当たりの建物規模	延床面積が約6,600㎡(約2,000坪)以上、かつ基準階床面積が約660㎡(約200坪)以上(共有・区分所有の場合は、1棟当たりの建物規模とします。)
1物件当たりの投資価額	原則として25億円以上(購入金額のみとし、税金及び取得費用等は含みません。)

(ハ) 開発型物件

本規約運用方針には開発型物件についての規定はありません。本投資法人は、自ら土地を取得して建物を建築することは予定していません。ただし、資産運用会社は、本運用規程上、第三者が開発中の物件について、入居予定テナントとの予約契約等により、安定的賃貸事業収入が生じる見込みが極めて高いと判断できる場合においては、当該物件の完工リスクを排除するために竣工後引渡しを条件として投資対象とすることができるものとしています。

C. 選定手順

本投資法人は、本規約運用方針 2.(2)C.の中で、「不動産等への投資に際しては、当該不動産に関する経済的調査、物理的調査、法的調査等の詳細調査(デュー・ディリジェンス)を実施し、その投資価値を見極めた上で、その投資を決定する。」と定めています。

資産運用会社は、本運用規程において、投資を行う不動産関連資産の投資価値を見極めるため、その投資対象不動産について、主として下表項目について詳細調査(デュー・ディリジェンス)を実施するものとしています。

項目	内容	
経済的調査	入居テナントの属性	既存テナントの信用情報(業種、業容、業歴、決算内容・財務状況等) 既存テナントの賃料支払状況、既存テナントとの紛争の有無・可能性等 既存テナントの貸借目的、契約形態、契約内容及びその継承有無 過去の稼働率、賃料推移 近隣の賃料・稼働率水準、中長期の賃料・稼働率の推移 各建物における各既存テナントの占有割合、分布割合
	市場調査	周辺の市場賃料、稼働率の調査 周辺の競合物件の状況 周辺の開発計画の動向 テナントの需要動向
	収益関係	テナント誘致、物件の処分(売却)性等の競争力調査 賃貸契約水準、賃貸借契約体系及び更新の可能性 賃貸費用水準、費用の更新の可能性 適正賃料・費用水準の調査、将来予想される費用負担の可能性 修繕計画との比較による修繕費用積立の状況
物理的調査	立地特性	鉄道等の公共交通機関の利便性 街路の状況、主要幹線道路へのアクセス状況 周辺の土地利用状況、水害・火災等の災害履歴 周辺の利便施設・官公署施設等の配置・近接性 地域の知名度及び評判、規模等の状況
	建築・設備概要	竣工年月日、主要構造、規模、設計・施工者等の業者 貸室の形状・分割対応、天井高、フリーアクセス床(OAフロア)等 電気設備、空調設備、給排水衛生設備、防犯設備、昇降機設備、駐車場等の状況
	建築物診断	設計図書、建築確認通知、検査済証等の書類調査 建物管理状況の良否、建物管理者等へのヒアリング 外構、屋上、外装、設備等についての現地調査
	地震リスク診断	新耐震基準(昭和56年に改正された建築基準法(昭和25年法律第201号)その後の改正を含みます。以下、「建築基準法」といいます。)に基づく建物等の耐震基準を指します。以下同じ。)又はそれと同水準以上の性能の確保 地震リスク分析を実施し、PML(予想最大損失率)値を算出(後記「E.保険(口)地震保険」をご参照ください。)
	環境リスク診断	アスベスト、PCB等の有害物質の含有調査 土壌等の環境調査
法的調査	違法性調査	建築基準関係規定(建築基準法、都市計画法(昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。以下、「都市計画法」といいます。)条例等)の遵守状況
	権利関係への対応	前所有者の権利の確実性を検討。特に共有・区分所有・借地物件等、本投資法人が所有権を有しないか又は単独では所有権を有しない等の権利関係が複雑な物件については、以下の点を含めその権利関係について慎重に検討します。 借地権に関する対抗要件具備の有無、及び借地権に優先する他の物権等の権利の有無 敷地権登記の有無、建物と敷地権の分離処分の制限及びその登記の有無、持分割合の状況 敷金保全措置、長期修繕計画に対する積立金の方針・措置 共有物不分割特約及びその登記の有無、共有物分割請求及び共有者持分売却等に関する措置並びに共有者間における債権債務関係 区分所有の区分性 本投資法人の取得前に設定された担保の設定状況や契約内容とその継承の有無 借地権設定者、区分所有者、共有者等と締結された規約・特約等の内容 借地権設定者、区分所有者、共有者等に関する法人・個人の別その他の属性 不動産信託受益権については信託契約の内容 不動産関連資産に係る各種契約等の内容
	境界調査	境界確定の状況、越境物の有無とその状況

D. 運営管理

資産運用会社は、個別の投資対象不動産の運営管理について、中長期的な優位性の維持・向上を図り、かつ安定した収益の確保（収入の安定化、稼働率の向上、外注費の適正化等）を図るため、本運用規程において、主として以下の事項を実施するものとしています。

(イ) テナント営業

収入の安定化を目指し、既稼働部分については入居テナントの満足度を向上させ、中長期的な入居継続を図ります。また、未稼働部分についても、新規テナント入居に際して可能な限り中長期契約等（定期借家契約を含みます。）の締結・導入を検討します。

稼働率の向上を目指し、新規テナント募集については、常時テナント仲介業者と連携しテナント情報の入手に努めると共に、適時テナント誘致計画を立案、実施します。新規テナント選定に際しては、主として以下の項目を調査し、検討します。

信用情報	業種、業容、業績、決算内容及び財務状況等(外部調査機関を活用します。)
賃貸内容	貸借目的、賃料及び賃貸期間等

(ロ) 施設管理

外注費の適正化を目指し、設備保守点検・警備・清掃等外注業務について毎年業務内容の見直しを行います。見直しに際しては、テナント満足度を考慮し、建物の機能性・安全性・快適性の維持・向上も図ります。

(ハ) 修繕更新（リニューアル）

建物の機能性維持を目指し、毎年修繕更新計画を立案、実施及び記録します。計画立案に際しては、省エネ対応及びライフサイクル・コスト（LCC）等を勘案し、中長期的な費用の適正化も図ります。

(ニ) 改修（リノベーション）

建物の機能性向上を目指し、適時改修計画を立案、実施及び記録します。計画立案に際しては、将来のテナント要求機能（情報対応、環境対応、イメージ向上等）確保とその経済的効果を比較検討し、中長期的な費用の適正化も図ります。

資産運用会社は、上記（イ）乃至（ニ）の項目を含めて個別の投資対象不動産の運営管理について全部又は一部を、プロパティ・マネジメント会社に委託します。ただし、マスターリース契約等賃貸借契約の形態によっては、プロパティ・マネジメント会社に委託しない場合もあります。

プロパティ・マネジメント会社の選定に際しては、原則として複数のプロパティ・マネジメント会社の主として以下の項目を総合的に比較検討した上で選定することとし、プロパティ・マネジメント会社による業務レベルの維持・向上を図ります。また、委託料の適正化を目指し、適時業務レベルの評価及び委託内容の見直しを行います。

信用情報	業容、業績、決算内容及び財務状況等（外部調査機関を活用します。）
業務内容	業務遂行能力（経験実績、有資格者及び専門技術者の有無等）、業務遂行体制（人員配置、情報管理及び業務管理組織等）、物件熟知度（テナントとの関係等）、市場精通度（情報量等）並びに利益相反回避の対応等

E. 保険

(イ) 損害保険

資産運用会社は、本運用規程において、災害及び事故等による建物の損害又は対人対物事故による第三者への損害賠償を担保するため、個別の投資対象不動産毎に適切な損害保険（火災保険及び賠償責任保険等）の付保を行うこととしています。また、ポートフォリオ上、災害及び事故等による利益損失等を回避する必要がある場合、利益保険等の付保も検討するものとしています。

(ロ) 地震保険

資産運用会社は、本運用規程において、地震により生じる建物の損害や収益の大幅な減少に関して、専門家による地震リスク診断に依拠しつつ検討・判断するものとしており、また、かかる地震リスク判断において個別の投資対象不動産の PML 値が 15% を超える場合、若しくは当該投資対象不動産が既存ポートフォリオに加わった場合のポートフォリオ全体の PML 値が 10% を超える場合には、地震保険の付保を検討するものとしています。

(注) PML (Probable Maximum Loss) とは、地震による予想最大損失率を意味します。PML には個別物件に関するものと、ポートフォリオ全体に関するものとがあります。PML についての統一された厳密な定義はありませんが、本運用規程においては、想定した予定使用期間（50 年＝一般的建物の耐用年数）中に、想定される最大規模の地震（再現期間 475 年の大地震＝50 年間に起こる可能性が 10% の大地震）によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達原価に対する比率（%）で示したものを意味するものとしています。

F. 売却

本投資法人は、中長期的観点からの資産運用を基本方針とするものであり、資産運用会社においても、不動産関連資産につき頻繁に売却その他の処分を行うことは意図していません。しかしながら、不動産市場、将来における収益予想、資産価値の増減及びその予測、立地エリアの将来性・安定性、投資対象不動

産の劣化又は陳腐化に対する資本的支出額等の見込み等を考慮の上、総合的に判断し、売却を検討することがあります。売却を行う場合には、より高い売却価格が実現するよう、期限を定めた競争入札、競争力のある不動産仲介業者の活用、専任媒介業者の活用などを実施します。

G. 財務

(イ) 借入れ及び投資法人債

- () 本投資法人は、本規約第 23 条の中で、「資産の取得、本投資法人が支払うべき費用、報酬、預り金又は敷金・保証金の支払資金の調達、借入金又は投資法人債の元利金支払のための資金の調達、修繕又は嘗繕に要する費用支払のための資金の調達、投資主に分配する金銭の調達その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を目的として、投資口の発行のほか、借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる。但し、借入れを行う場合は、適格機関投資家（証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を含みます。以下、「証券取引法」といいます。）第 2 条第 3 項第 1 号に定義される。）からの借入れに限るものとする。」と定めています。
- () 本投資法人は、本規約第 24 条の中で、「借入金及び投資法人債発行の限度額はそれぞれ 1 兆円とし、かつ、その合計額は 1 兆円を超えないものとする。」と定めています。
- () 本投資法人は、本規約第 25 条の中で、「借入れ又は投資法人債の発行に際しては、運用資産について、抵当権、質権その他の担保権を設定することができる。」と定めています。
- () 前記()乃至()に基づき、本投資法人が借入れを行う場合は、資本市場及び金利動向、本投資法人の資本構成又は既存投資主への影響等を総合的に考慮し、長期・短期の借入期間及び固定・変動の金利形態といった観点から効率的かつ安定的な資金調達手段を選定し、低コストの資金調達を図ります。
- () 本投資法人の資産の総額に対する、借入額及び投資法人債発行額の残高が占める割合（以下、「総資産有利子負債比率」といいます。）の上限は、70%を目途としておりますが、新たな不動産関連資産の取得等に伴い、一時的に 70%を超えることがあります。

(ロ) 投資口の追加発行

- () 本投資法人は、資産の取得、修繕等、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金・保証金、借入金又は投資法人債の元利金支払等を含みます。）等のために必要となる資金の調達を目的として、役員会の承認を得た上、投資口の追加発行を行うことができます（投信法第 120 条第 1 項）。
- () 投資口の追加発行については、総資産有利子負債比率等の本投資法人の財務状態を考慮し、かつ投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による投資口の持分割合の低下・投資証券の 1 口当たりの純資産額又は分配金の減少）に配慮した上で、機動的な投資口の追加発行を行います。

(ハ) 資金運用

- () 本投資法人は、本規約運用方針 4.(2)の中で、「不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭（以下、「敷金等」という。）を受け入れ又は差し入れることがあり、受け入れた敷金等は、本方針の定めに基づき運用する。」と定めています。
- () 本投資法人は、本規約運用方針 2.(1)B.の中で、「金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令第 480 号、その後の改正を含め、以下、「投信法施行令」という。）第 3 条第 14 号に定義される。以下同じ。）及び金融先物取引等（投信法施行令第 3 条第 13 号に定義される。以下同じ。）に係る権利（以下、これらを総称して「金融ヘッジ取引」という。）に投資することがある。」と定めており、また、本規約運用方針 3.(3)の中で、「金融ヘッジ取引は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。」と定めています。

H. 開示

- (イ) 以上の A.乃至 G.に基づいて行われる、本投資法人の資産運用について、投資家に対してできる限り迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、投資家にとって分かりやすい情報の提供に努めます。
- (ロ) 本投資法人は、投信法、証券取引法、東京証券取引所、投資信託協会等がそれぞれ要請する内容及び様式に沿って開示を行います。
- (ハ) 本投資法人は、本規約第 22 条第 2 項第 2 号において、「不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要がある場合であって、資産運用報告書等により評価額を開示する目的で評価する場合には、原則として不動産鑑定士による鑑定評価額によることとするが、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をもって評価額とすることも認められるものとする。」と定めています。

I. その他

本投資法人は、本規約運用方針 2.(2)D.の中で、「特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権もしくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額を、本投資法人の有する特定資産の価額の合計額で除した比率が 100 分の 75 以上になるように運用する。」と定めています。

(2) 投資対象

投資対象の種別

本規約（本規約運用方針を含みます。）に規定する本投資法人の投資対象は以下のとおりです。

A. 主たる投資対象とする特定資産

本投資法人は、特定資産のうち、主として以下に掲げる各資産（次の（イ）から（ハ）までに掲げる各資産を総称して「不動産関連資産」といいます。）に投資します。

（イ）不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。以下、「宅地建物取引業法」といいます。）第2条第1号に掲げる宅地及び建物をいいます。以下同じ。）

（ロ）不動産同等物（次の（ ）から（ ）までに掲げる各資産をいいます。以下同じ。）

（ ）不動産の賃借権

（ ）地上権

（ ）不動産信託受益権

ただし、不動産、土地の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（証券取引法第2条第1項及び第2項において定義される有価証券（以下、単に「有価証券」といいます。）に該当するものを除きます。）をいいます。

（ ）不動産匿名組合出資持分

ただし、当事者の一方が相手方の行う不動産、不動産の賃借権及び地上権のみの運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいいます。

（ハ）不動産関連有価証券等（次の（ ）から（ ）までに掲げる各資産を総称していいます。以下同じ。）

（ ）金銭等の信託受益権

ただし、（a）不動産、土地の賃借権、地上権及び（b）金銭のみを信託する信託の受益権（当該信託の信託財産が（x）不動産又は不動産同等物及び（y）現金又は現金同等物（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。以下、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」といいます。）第8条第18項に規定する現金同等物をいいます。以下同じ。）であるもの）に限り、不動産信託受益権及び有価証券に該当するものを除きます。）をいいます。

（ ）匿名組合出資持分

ただし、当事者の一方が相手方の行う（a）不動産又は不動産同等物及び（b）現金又は現金同等物のみの運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（不動産匿名組合出資持分に該当するものを除きます。）をいいます。

（ ）資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下、「資産流動化法」といいます。）第2条第9項に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が（a）不動産又は不動産同等物及び（b）現金又は現金同等物であるものに限ります。以下、「優先出資証券」といいます。）

（ ）投信法第2条第12項に規定する受益証券（当該投資信託の投資信託財産が（a）不動産又は不動産同等物及び（b）現金又は現金同等物であるものに限ります。）

（ ）投信法第2条第22項に規定する投資証券（当該投資法人の資産が（a）不動産又は不動産同等物及び（b）現金又は現金同等物であるものに限ります。）

（ ）資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産が（a）不動産又は不動産同等物及び（b）現金又は現金同等物であるものに限ります。）

B. その他の特定資産への投資

（イ）本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、特定資産のうち、以下に掲げる各資産に投資することがあります。

（ ）預金

（ ）価値の変動リスクが低いと認められる有価証券（投信法第2条第5項に定義されます。）（ただし、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除きます。）金銭債権（譲渡性預金証書を含みますが、これに限られません。）等の資産であって、特定資産に該当するもの（不動産関連資産に該当するもの、株券及び次の（ロ）のいずれかに該当するものは除きます。）

（ロ）本投資法人は、特定資産のうち、金融ヘッジ取引に投資することがあります。

C. 特定資産以外の資産への投資

本投資法人は、特定資産以外の資産への投資を行いません。

投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定

本投資法人の投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定については、前記「(1)投資方針 投資態度」をご参照ください。

(3) 分配方針

本投資法人は、決算日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとします（本規約第 27 条）。

利益の分配

- A．投資主に分配する金銭の総額のうち投信法第 136 条第 1 項に定める利益の金額は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算するものとします。
- B．日本の租税関連法令が、本投資法人の投資主に対して分配する金銭について一定の要件のもとで損金算入を認めている場合、本投資法人は、日本の租税関連法令が当該損金算入を認めるために定めた要件を満たすように投資主に金銭を分配するものとします。

利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、投信法第 136 条第 1 項に従って、上記に従って計算される利益を超えて金銭の分配を行うことができます。この場合には、投信法第 131 条第 1 項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、投資信託協会の定める規則等に定める限度において、かつ、本投資法人に係る法人税法（昭和 40 年法律第 34 号、その後の改正を含む。）その他の租税法に基づく租税債務に係る影響、その他の事情を勘案し、投信法第 136 条第 1 項所定の限度内で役員会が決定する金額をもって、投資主に対して分配するものとします。

金銭の分配方法

金銭の分配は、決算日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録質権者を対象に投資口の保有口数（投資主の場合）又は登録質権の対象たる投資口の口数（登録質権者）の場合に応じて行うものとします。

金銭の分配は、決算期間の途中で新たに発行された投資口に関しては、投信法その他関係法令上認められる限り、役員会の決定により日割配当とすることができます。

分配金の除斥期間

分配金はその支払開始の日から満 3 年を経過したときは、本投資法人はその支払いの義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息は付さないものとします。

その他

本投資法人は、租税関連法令により、個人の投資主が利益を超える分配額に対してその都度譲渡損益の算定を行うことが必要とされる限り、原則として、投資主に対して利益を超える金銭の分配は行いません。ただし、下記の A．乃至 C．のいずれかに該当する場合には、上記 乃至 に従い利益を超える金銭の分配をすることができるものとします。

- A．税法等の変更により、個人投資主が利益を超える分配額に対してその都度譲渡損益の算定を行うことが必要でなくなった場合（法人の投資主に対する譲渡損益の取扱いについては現状のままであるにもかかわらず、個人の投資主に対する譲渡損益の取扱いに改正等がある場合も含みます。）
- B．税法等の変更により、個人投資主が申告を行うことが一般的に行われるようになった場合等、利益を超える金銭の分配を行うことにより譲渡損益の申告を行うことが投資家の負担ではなくなったと本投資法人の役員会において判断される場合
- C．本投資法人の「利益の配当等を損金として算入するための要件」を満たすため等、利益を超える金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合